

# 平成30年八郎潟町議会12月定例会 会議録

第1日目 平成30年12月11日(火)

- 議長 村井 剛 おはようございます。  
ただいまの出席議員は12名であります。  
定足数に達しておりますので、八郎潟町議会12月定例会は成立いたしました。  
これより、12月定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。  
日程第1、会議録署名議員の指名については、会議規則第127条の規定により議長より指名いたします。10番 金一義君、11番 伊藤秋雄君を指名いたします。  
日程第2、会期の決定については、議会運営委員長 柳田裕平君の報告を求めます。
- 議会運営委員長 柳田裕平 おはようございます。私から、12月定例会の日程・運営等について、審議いたしました、当議会運営委員会の審議経過と結果についてご報告いたします。  
去る11月26日午前10時から第一委員会室において、当局より総務課長が出席し12月定例会の日程について、また12月3日、午前10時から第一委員会室において当局より町長、総務課長が出席し、委員会が開かれました。  
今回の定例会の議案等は、条例の一部改正議案が3件、平成30年度補正予算議案6件、公共下水道事業特別会計への繰り入れについてと、秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について、及び人事案件が1件であります。  
請願・陳情は、請願1件、陳情7件の計8件で、一般質問者は6名となっております。  
また、後期の議会広報編集委員会委員についての選任と正副委員長の互選について、であります。  
今定例会の日程は、皆様に配布した資料のとおりであります。初日が議長の諸般報告、町長の行政報告、議案の上程、提案理由の説明・質疑、請願・陳情についてなどを行い、各常任委員会に付託することといたします。  
2日目は一般質問を行い、終わり次第、各常任委員会に入っております。  
最終日は、午後3時から、各常任委員会に付託された議案等について、委員長報告のあとと討論・採決を行います。  
以上のとおり、今定例会の会期は、皆様に配布した資料のとおり、本日から14日までの4日間で行うことにしております。  
以上、議会運営委員会の報告といたします。  
ご審議のほどよろしくお願いいたします。
- 議長 村井 剛 本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から14日までの4日間と決定して、ご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議長 村井 剛 ご異議なしと認め、そのように決定しました。  
答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課課長、会計管理者であります。日程第3、議長の諸般報告に入ります。この報告は、平成30年9月定例会最終日より本定例会までの報告事項について印刷し、皆様のお手元に配布しておりますが、その報告書をもって報告にかえさせていただきたいと思っておりますが、そのように取り計らってご異議ございませんでしょうか。  
(異議なしの声あり)
- 議長 村井 剛 ご異議なしと認めます。  
以上で議長の諸般報告を終わります。  
日程第4、これより町長の行政報告を求めます。
- 町長 畠山菊夫 ( 町長の行政報告 別紙のとおり )
- 議長 村井 剛 これより、町長の行政報告に対する質問を行います。  
確認の意味で申し上げますが、行政報告以外の事項に対する質問、並びに12日の一般質問と重複する質問は控えてくださるようお願い致します。  
また一人一問程度で簡潔にお願いします。質問のある方は挙手してください。  
はい、6番 北嶋議員。

6番 北嶋賢子 6番 北嶋賢子です。今、行政報告をいただきましたけれども、CM大賞のことについて聞きたいと思います。家の孫がテレビを見ていて、八郎潟町のことを楽しみに待っていたんだけどなかなか出てこない、そしたら係りの方が25自治体中24自治体の参加だと、じゃあおらほだけ出なかったんだな、とこのように孫に言われました。この出なかった理由を知りたいと思います。

議長 村井 剛 はい、小野総務課長。

総務課長 小野良幸 ただ今のご質問でございますけれども、毎年度コマーシャルの出品にあたりましては、町内の有志によるコマーシャル制作委員会、大体当初は10名位いらっしゃいましたけれども、そのメンバーの方々に今年はどんなことをやるのか、というご相談をしながら制作を頂いておりました。

しかしながら、今年度、そのコマーシャルを作るに当たりまして、どういう企画でどういった人達から出演して頂くのかといった、その監督をやる方が今年度忙しいという理由でなかなか見つかりませんでした。

他の考え方もあった訳でございますが、相当な制作の時間を費やします。そのことから、監督を見つけられなかったことに対する他の方法についても、ちょっと遅れてしましまして今回このような結果になりました、ということでございます。

議長 村井 剛 はい、北嶋議員。

6番 北嶋賢子 やっぱり、どこの自治体も忙しいと思うんですよおそらく、ですからこういうことがないようにこれからお願いしたいと思います。以上です。

議長 村井 剛 他にありますでしょうか。はい、4番 三戸議員。

4番 三戸留吉 4番です。2ページの庁舎敷地内全面禁煙、これ私もタバコ吸わない人としては非常にももちろん助かる訳ですけども、今現在、職員で何名吸って、敷地内全部建物内も敷地全面を出してると思いますが、これちょっとかわいそうな面もありますし、職員で今どの位吸って、その点何というか、もし見つかった場合一回、二回の注意で済むのか、罰則規定でもあるのか、それちょっと聞きたいです。

議長 村井 剛 小野総務課長。

総務課長 小野良幸 ただ今のご質問ですけれども、喫煙者は正確な人数ではございませんが、約10名程でございます。全面禁煙になりますけれども、見つかった場合の罰則等でございますが、最初は注意等で促して参ります。タバコを吸えないということに関しては、健康的なことですので、これを機会にといった期待もございまして、後は県庁の方でもやっておりますが、その禁煙外来でしたかそういった受診への助成とかについても、県で町村共済組合の方にも掛け合ひまして、そういった助成等がないかどうか、検討して頂いております。このままゆるやかに進めて参りますけれども、徐々に禁煙の方向で進めて参りたいと思っております。以上です。

4番 三戸留吉 議長もう一つ、ごめん。

議長 村井 剛 4番 三戸議員。

4番 三戸留吉 産業関係ですが鯉釣り、全国野鯉釣り大会、今年これ見れば鮒と鯉で142名となっておりますが、昔から見れば100人程足りなくなってる状態です。しかもこの大会は今でも八朗湖として全国にPRしておった訳ですが、今この大会において本当に私は経済効果というのが見えないと思います。出来れば来年の30回で止めてもらえないものか、ようするに釣り客は遠くは山梨から来ます。本当に旅館には泊まらない、自分の車に泊まる、物は全部自分の方から買って来る、ただ夜、潟でキャンピングカーで寝泊まりしてあとそれで計測して終わり、これだけは私経済効果見えないと思います。

出来れば、本当は30回で私は終止符して頂ければ有り難いなど、意見です。

議長 村井 剛 産業課長。

産業課長 千田浩美 鯉釣り大会につきましては、観光協会の方が主幹になっておりますので、役員会等で協議して進めて行きたいと思っております。

議長 村井 剛 他にございませんでしょうか。はい、8番 村井議員。

8番 村井 昇 8番 村井です。八郎潟の学校給食の件ですが、2月23・24日稼働する訳ですが、それに伴い給食の調理員の募集ということで書いてありますが、これはどういう形で募集するのか、いつもの募集するのか教えてもらえれば有り難いです。

議長 村井 剛 はい、江島教育長。

教育長 江島廣 はい、お答えします。調理員につきましては、すでに募集終わっておりまして2名程採用決まっております。いろんな調理に対しての研修・準備等ありますので、1月の途中から採用という風な形で進めております。

8番 村井 昇 はい、わかりました。

議長 村井 剛 はい、3番 伊藤議員。

3番 伊藤敦朗 先程の三戸議員と重なりますけども、2ページの禁煙の関係でございます。ここで教育施設や福祉施設も敷地内禁煙ということで書かれておりますが、町民の皆さんで、町の施設全部の施設が禁煙になるのではないかと、言うことをおっしゃってる方もいらっしゃいますので、もし具体的な施設の名称が分りましたら、今、分かっている範囲でお願いしたいと思います。

議長 村井 剛 小野総務課長。

総務課長 小野良幸 ただ今のご質問でございますけれども、福祉施設と書いておりますが児童館、各町内の方に1・2・3区児童館とかございますけれども、そのこの部類の施設につきましては、屋内禁煙、タバコ吸う場合は外でということにしております。敷地内禁煙といたしましては、役場の他、農村環境改善センター、保健センター、それから中央児童館、子供の対象の施設でございます。それから、はちバルが主な施設でございます。高齢者とか子供よくが使う場所につきましては、敷地内禁煙としております。以上です。

議長 村井 剛 他にありますでしょうか。  
ないようですので、これにて町長の行政報告に対する質問を終わります。  
次に、日程第5、議案第0号から、日程第15、議案第60号までの11議案について、各常任委員会に付託する関係で一括上程したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 村井 剛 ご異議なしと認め、そのように決定致しました。  
議事日程については、配布している日程表のとおりであります。  
提案理由の説明を求めます。

町長 畠山菊夫 本日提出いたします議案の概要について、ご説明申し上げます。  
始めに、会議日程資料の7ページをご覧ください。

議案第50号 八郎潟町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について  
この度の改正は、秋田県人事委員会の給与等に関する報告及び勧告に鑑み、町職員の給料月額、宿日直手当、勤勉手当の額を改正するものです。

主な内容は、日直手当について勤務1回に係る支給上限を4,400円に、勤勉手当の年間支給月数を1.65カ月分としたこと、職員に係る給料表の給料月額を引き上げたこと、などであります。

なお、本条例は公布の日から施行し、給与月額及び宿日直手当は平成30年4月1日から、勤勉手当は平成30年12月1日から適用することとしております。

次に会議日程資料の22ページをご覧ください。

議案第51号 八郎潟町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

秋田県人事委員会勧告に鑑みた一般職の賞与の支給割合を改正することに伴い、議員

の期末手当の支給率についても改正するものです。

主な内容は、一般職の条例改正の内容に準じて、議員の期末手当についても引き上げ年間支給月数を2.85カ月分としたこととあります。

なお、本条例は公布の日から施行し、平成30年12月1日から適用することとしております。

次に、会議日程資料25ページをご覧ください。

議案第52号 八郎潟町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第51号と同様に、秋田県人事委員会勧告に鑑みた一般職の賞与の支給割合を改正することに伴い、常勤の特別職の期末手当の支給率について改正するものです。

主な内容は、一般職の条例改正の内容に準じて、特別職の期末手当についても引き上げ、年間支給月数を2.85カ月分としたこととあります。

なお、本条例は公布の日から施行し、平成30年12月1日から適用することとしております。

次に、補正予算関係についてご説明申し上げます。

予算書をご覧ください。

議案第53号 平成30年度八郎潟町一般会計補正予算（第5号）について

1ページ、歳入歳出にそれぞれ5,357万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を35億1,051万5千円としております。

10・11ページ、歳入の主なものは、更生医療給付費負担金として国庫負担金に77万8千円を、県負担金に38万9千円をそれぞれ追加しております。

これらは、更生医療給付費に対し、国が2分の1、県が4分の1を負担するものであります。

12・13ページ、民生費県補助金の福祉医療費補助金に82万7千円を追加しております。これは、福祉医療費の半額を県が補助するものであります。

後期高齢者医療特別会計繰入金134万6千円の追加は、平成29年度実績による精算分であります。

繰越金の前年度繰越金には1,844万2千円を追加しております。

14・15ページ、雑入の秋田県後期高齢者医療広域連合負担金1,822万円の追加は、平成29年度分療養給付費の実績額確定に伴う返還金であります。

消防債の防火水槽建設事業債に1,330万円を追加しております。これは、中嶋住宅整備事業に係わる防火水槽設置工事について、交付税措置のある緊急防災・減災事業債を活用するものであります。

次に、18・19ページ、歳出の主なものは、総務費、電子計算費に秋田県町村電算システム共同事業組合負担金184万9千円を追加しております。これは、地方税共通納税システムの改修事業をはじめ、4事業の電算システム改修に係る負担金であります。

企画費のふるさと納税報償費294万6千円の追加は、10月1日から「ふるさと納税ポータルサイト ふるさとチョイス」の利用開始に伴い、寄附金額が増加していることから、返礼品経費等を追加したものでございます。

20・21ページ、民生費、医療給付費に福祉医療費165万4千円を追加しております。これは、県補助分の福祉医療費について増加が見込まれることから追加したものでございます。

障害福祉費の更生医療給付費155万8千円の追加は、更生医療利用者の増加によるものであります。

老人福祉費の介護保険特別会計繰出金459万7千円の追加は、介護給付費の増額等によるものでございます。

26・27ページ、商工費、商工振興費にまちづくり活動センター管理運営委託料198万円を追加しております。これは、まちづくり活動センターの管理運営について、税理士や社会保険労務士の導入、利用者の意見を反映させるための経費等が不足していることから追加するものでございます。

はちらぼ補助金734万5千円の追加は、はちらぼの売上減少に伴うものであります。

店舗出店改修等補助金99万9千円の追加は、自立機能訓練型施設の新規出店が見込まれることから店舗出店に係る費用の一部を補助するものでございます。

30・31ページ、土木費、公共下水道費に公共下水道事業特別会計繰出金1,691万8千円を追加しております。これは公共下水道事業特別会計における起債額の減額、消費税及び地方消費税の不足分等を繰り出しするものでございます。

32・33ページ、教育費、給食調理場整備事業費の備品購入費に施設備品133万4千円を追加しております。これは、新たに建設している給食調理場に必要なロッカー、洗

濯機などの備品購入に係るものでございます。

中学校費、学校管理費の光熱水費 1 1 1 万 8 千円の追加は、新たに建設している給食調理場に係る電気料分であります。

なお、各項目に計上されている人件費につきましては、38・39 ページの給与明細書に記載しております。

主なものとしたしましては、秋田県人事委員会の勧告に鑑み、一般職の勤勉手当の支給割合を 0. 1 カ月分、それに関連して特別職の期末手当の支給割合を一般職同様 0. 1 カ月分それぞれ引き上げ、また、一般職の月例給においては、0. 09%、349 円の公民較差を解消するため、若年層に重点をおいて水準を引き上げたものでございます。

それらにより、特別職につきましては総額で 60 万 7 千円、一般職についても総額で 47 万 2 千 8 千円の追加となっております。

以上が一般会計補正予算（第 5 号）の概要であります。

議案第 5 4 号 平成 30 年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について

41 ページ、歳入歳出にそれぞれ 2, 174 万 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 7 億 1, 355 万 4 千円としております。

46・47 ページ、歳入には、繰越金の前年度繰越金に 2, 174 万 4 千円を追加しております。

48・49 ページ、歳出の主なものは、保険給付費に不足が見込まれることから、療養諸費の一般被保険者療養給付費に 938 万 3 千円を、高額療養費の一般被保険者高額療養費に 792 万 9 千円をそれぞれ追加しております。

諸支出金、償還金の療養給付費交付金償還金 365 万 5 千円の追加は、平成 29 年度給付費の実績による精算分で、国庫負担金の返還分でございます。

以上が国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）の概要でございます。

議案第 5 5 号 平成 30 年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について

51 ページ、歳入歳出にそれぞれ 454 万 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 7, 463 万 5 千円としております。

54・55 ページ、歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料の特別徴収保険料を 205 万 7 千円減額し、普通徴収保険料を 506 万 8 千円追加しております。繰越金の前年度繰越金には、134 万 5 千円を追加しております。

56・57 ページ、歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金に 318 万 2 千円を追加しております。

これは、保険料の増減及び秋田県後期高齢者医療広域連合への基盤安定負担金の確定によるものであります。

諸支出金、繰出金の一般会計繰出金 134 万 7 千円の追加は、平成 29 年度実績による精算分であります。

以上が後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）の概要でございます。

続きまして、会議日程資料の 28 ページをご覧ください。

議案第 5 6 号 平成 30 年度八郎潟町公共下水道事業特別会計への繰り入れについて

一般会計から公共下水道事業特別会計への繰り入れについて、地方財政法第 6 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、予算書をご覧ください。

議案第 5 7 号 平成 30 年度八郎潟町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について

59 ページ、歳入歳出にそれぞれ 251 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 3 億 1, 021 万 5 千円としております。

64・65 ページ、歳入には、繰入金の一般会計繰入金に 1, 691 万 8 千円を追加し、町債、下水道整備事業債の建設利息償還債については、1, 440 万円を減額しております。

66・67 ページ、歳出の主なものは、下水道費、下水道維持管理費に消費税及び地方消費税 186 万円を追加しております。これは、消費税及び地方消費税の確定申告によるものでございます。

なお、下水道維持管理費に計上されている人件費につきましては、68 ページの給与明細書に記載しております。

一般会計同様、秋田県人事委員会の勧告に鑑み、総額で 7 万 8 千円の追加となっております。

以上が公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）の概要であります。

議案第 5 8 号 平成 30 年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について

71ページ、保険事業勘定の歳入歳出に、それぞれ3,649万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を9億2,399万9千円としております。

76・77ページ、歳入の主なものは、介護保険料の第1号被保険者保険料に742万1千円を、国庫負担金の介護給付費負担金に649万9千円を、国庫補助金の調整交付金に280万1千円を、支払基金交付金の介護給付費交付金に983万6千円を、県負担金の介護給付費負担金に534万円を、78・79ページ、一般会計繰入金金の介護給付費繰入金に455万3千円をそれぞれ追加しております。

いずれにつきましても介護給付費の増加を見込んだことによるものでございます。

80・81ページ、歳出の主なものは、保険給付費を総額で3,643万円追加しております。主な内訳といたしましては、介護サービス等諸費を2,992万円追加し、82・83ページ、介護予防サービス等諸費を150万円減額しております。

また、高額介護サービス等費を188万円、特定入所者介護サービス等費を613万円それぞれ追加しております。

いずれにつきましても給付費の増減を見込んだものでございます。

なお、介護予防支援事業費に計上されている人件費につきましましては、86ページの給与明細書に記載しております。

一般会計同様、秋田県人事委員会の勧告に鑑み、総額で13万1千円の追加となっております。

以上が介護保険特別会計補正予算（第3号）の概要でございます。

#### 議案第59号 平成30年度八郎潟町上水道特別会計補正予算（第3号）について

87ページ、収益的支出に38万3千円を追加し、総額を1億3,803万3千円に88ページ、資本的支出では266万9千円を追加し、総額を1億1,568万5千円としております。

90・91ページ、資本的支出の建設改良費、配水施設整備費に浦大町水道管路緊急改善事業単独工事費266万9千円を追加しております。

なお、収益的支出の水道事業費用に計上されている人件費につきましましては、92ページの給与明細書に記載しております。

一般会計同様、秋田県人事委員会の勧告に鑑み、総額で17万6千円の追加となっております。

以上が上水道特別会計補正予算（第3号）の概要であります。

続きまして、会議日程資料の29ページをご覧ください。

#### 議案第60号 秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について

地方自治法第286条第1項の規定により、秋田県市町村総合事務組合の規約を別紙のとおり変更することについて、議決を求めるものでございます。

主な内容は、大仙美郷環境事業組合が平成31年3月31日に解散することに伴い、秋田県市町村総合事務組合の構成団体の数を減少させること及び規定の整備を行うため、秋田県市町村総合事務組合規約を変更することについて協議するため、地方自治法第290条の規定により、本案を提案するものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご可決くださるようお願い申し上げます。

議長 村井 剛 これより、議案に対する質疑を行います。  
始めに、日程第5、議案第50号 八郎潟町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 ないようですので、質疑なしと認めます。議案第50号についての質疑を終わります。  
次に、日程第6、議案第51号八郎潟町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 ないようですので、質疑なしと認めます。議案第51号についての質疑を終わります。  
次に、日程第7、議案第52号 八郎潟町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 ないようですので、質疑なしと認めます。議案第52号についての質疑を終わります。  
次に、日程第8、議案第53号 平成30年度八郎潟町一般会計補正予算（第5号）について、質疑を行います。質疑ありませんか。はい、5番 石井議員。

5番 石井清人 5番 石井です。37ページの林道天池線の復旧工事だけれども、冬場になると積雪がありまして、特に林道というのは山奥にありますから、この後単価相場ということで、この後発注して、それから年度内完成ということでその発注時期と完成時期、参考までに教えて下さい。

議長 村井 剛 はい、千田産業課長。

産業課長 千田浩美 この林道天池線に関しましては、補正予算を置いた後で相談しまして、繰り越しになる予定でございます。それに関しましては3月の補正で処理する予定でございます。

議長 村井 剛 はい他に、2番 柳田議員。

2番 柳田裕平 はい、2番 私から一つ、一般会計の歳出のふるさと納税の報償費のところに、このたび返礼品の経費がだいぶ増えたということでございますが、それで私もちょっと調べてみたのですが、平成27年度、1月から12月でふるさと納税が202万5千円でした。それから次の年の28年度が326万円でした。平成29年度が265万5千円だと思います。一応、私調べた範囲では、今回その金額と比較して今年度、平成30年度4月から12月までの現時点で、どの位のふるさと納税が入っているのか、それとそれに関連してふるさとチョイスというのが始まった訳でございますが、その手数料というのはどのように算出されて、どの位掛かるのか、もしお手元に資料あったら教えてもらいたいし、なければ後からでも教えて頂きたいと思っております。

議長 村井 剛 はい、小野総務課長。

総務課長 小野良幸 今年度のふるさと納税の寄附頂いた金額でございますけれども、すいませんが4月以降で計算しているもので、その数字でお伝えしたいと思いますけれども、9月までにおきましては60万円程でございます。10月分が218万5千円、11月は238万円でございます。で10月、11月だけで456万5千円ということでございます。手数料関係ですけれども、この予算書の19ページの14、使用料及び賃借料に23万7千円を計上しておりますが、これが手数料分が3.5%の計算で規定予算の不足分を計上しての23万7千円となっております。あと各収納に関するクレジットカードですとか、今回その他の収納方法もいくつか設けました。それらにつきましての手数料も若干含まれております。以上です。

議長 村井 剛 よろしいでしょうか。はい、他に9番 近藤議員。

9番 近藤美喜雄 基本的なことを、ちょっと2点ばかりお聞きいたします。最初の一点目は、防火水槽の関係の事業債の関係です。緊急防災・減災事業債の関係ですけれども、特にこの説明の中で、交付税の措置があると、これは後ほどそういう風な算定がされるという風なことだったんですけども、他にもあり得る訳ですが、一体どの程度交付税算入が見込まれるものか、概要で結構ですのでお知らせ願います。それからもう一点は、27ページの商工費の関係です。ここに委託料、まちづくり活動センター管理運営委託料、これが198万円程計上されております。これは先程の説明にもありましたけれども、税理士とか社会保険労務士を導入するための、或いはまた利用者の意見を反映させる経費等に不足をしていると、こういう風なことが理由でありました。これは最初からの計画であったのかどうか、ちょっと私定かでないですけども、もうちょっとここ分かりやすく説明をお願いしたいと思います。この2点です。

議長 村井 剛 はい、小野総務課長。

総務課長 小野良幸 防火水槽の起債に対する交付税算入率でございますが、7割でございます。

議長 村井 剛 まちづくりセンターの方は、千田産業課長。

産業課長 千田浩美 委託費の関係でございますけれども、先の全員協議会で三戸議員の方から資料提出ということで、皆様の手元に資料あると思っております。ちょっと若干その資料の説明したいと思っております。始めに3ページ、3枚綴りのこちらが委託経費と一枚めくって頂きますと収益事業、

それからもう一枚めくって頂きますと、はちらぼの雇用実態このような表になってございます。それから4月から9月までの半期と書いてる資料につきましては、各事業の4月から9月までの売り上げなどでございますので、こちらの方は後でご覧になって頂きたいと思っております。

それでまずは委託費の関係でございますけれども、増額となった理由としましては、4月から実は税理士さん雇っております。これは29年度の決算を打つために税理士をお願いしたということでございます。

それから198万円の内訳でございますけれども、税理士が75万2千円程、それから社会保険の保険料の労災保険料、こちらが38万8千円程、それから社会保険労務士さんにつきましては、まず6万円程見込んでございます。後、大きいのがごみ処理委託料の50万5千円、後は消耗品関係等でございます。

これ当初、予算でごみ処理料、それから税理士、それからごみ処理料、当初予算で置いてませんで、それで予算で賄いきれない経費が発生したことにより、今回増額したことでございます。以上でございます。

9番 近藤美喜雄 今の説明で分かるところもありますけれども、今、私が一番聞きたいのは税理士や社会保険労務士、この運用と言いますか、それをどういう風にしてこの成果の中で活用されて行くものか活動して行くものか、この辺をちょっとお願いします。

産業課長 千田浩美 これにつきましては、ようするにコンプライアンス、法令遵守ということを目的にしております。

議長 村井 剛 他にございませんでしょうか。はい、10番 金議員。

10番 金一義 はい、すいません。さっきちょっと聞き漏らしたかも分かりませんが、申し訳ないです。33ページですけども、備品購入費の施設備品のところに、133万4千円とありますけども、これにはロッカー・洗濯機の購入に充てられると、洗濯機等は今迄も使ってると思うんですけども、それは完全にもう使えなくなって買い替えるのか、新たにその分が必要なのか、そこら辺のそれとロッカーです。だから建物が新しいからもう全て新しい物でなければだめだという感じで、こういう企画出されてるのかそこら辺を一つ、それと次に賃金というものがございまして10款で。給食調理員賃金が58万3千円が補正に置かれてますけども、これは先程、行政報告で話しありましたが、新たな調理員の方の募集に対する感じの賃金なのかそこら辺、その賃金の出し方というんですか、該当というんですか、これは時間制なのかそれとも途中で不用だとすればですよ、時間制なのか賃金の決め方というんですか、そこら辺がどういう資格の持っている方を採用されたのかそれが一つ、それともう一つ電気料ってあります、百何十万ってありますけども、これは先程、私聞く範囲間違っなければですけど、新しい調理施設が出来た云々と百何十万と言うお話あったんですけど、これはどういう算定の基で、こういう数字を出されたのか、もちろん3月までの使用期間の電気料かなと思うんですけども、大体月の使用料ですね、そういう算定の仕方がどういうものなのか、そこら辺をまず、私委員会が違いますので、そこら辺詳しく教えて頂ければ有り難いです。

議長 村井 剛 はい、落合教育課長。

教育課長 落合智 お答え致します。施設備品の洗濯機については、以前迄使ってるものが老朽してるという風なことでの新調でございます。

それと給食調理員の2名分でございますけれども、これにつきましては米飯給食の米飯の部分、これまで委託していたものを今度は自炊飯という風なことでの仕事量が増えるということで2人の増員という風な形で採用してございまして、時給で800円の時給での任用としてございます。今のところ3月末までの任用期間ということで考えてございまして、更新もありますということにしております。

それと光熱水費の111万8千円につきましては、こちらの方は実際のところ使ってみないと分からない状態ですけども、機器の用量関係を精査しまして、設計屋さんとの相談によりまして、この金額という風な形での予算計上としてございます。

議長 村井 剛 はい、10番 金議員。

10番 金一義 大体分かりましたけれども、洗濯機とかロッカーの場合は、皆さん確認されたものでこういう予算を出されたのか、それとも現場からの報告だけで何と言うか、そこら辺私としてはちゃんと見てるのかなと思うんですけども、そこら辺ははっきりして頂ければ有

り難しいです。それと電気料云々ということの話ですけども、数字にすれば百何十万というのは非常に電気料そのものの数字は多いですけども、もちろんこの数字は使わなければ、繰越とかって処理されると思うんですけども、もう一度、この算定基準ですね、何処にお伺いして立方いくらという全体の中で、電気を使うものの機械は、何立方使いますよという算定が、果たしてきちっと皆さんがやって出された数字なのか、そこら辺どういう形で出てきたのか教えて頂けますか。

議長 村井 剛 はい、落合教育課長。

教育課長 落合智 電気料につきましては、それこそ使うかちょっと分からないということでございまして、機器それぞれの電気需要用量という風な形での積み上げの状態、設計屋さんの方から出してもらった金額でございまして。当然、不足を要しないような形でいこうということで、ちょっと多めに見てるところもあろうかと思えますけども、今回についてはこのような状態でございまして。

議長 村井 剛 洗濯機のことについては。

教育課長 落合智 洗濯機の関係につきましては、現地の方を確認しまして新調することとしてございまして。

議長 村井 剛 他にありますでしょうか。  
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑ないようですので、質疑なしと認めます。議案第53号についての質疑を終わります。  
次に、日程第9、議案第54号 平成30年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、質疑を行います。質疑ありませんか。はい、6番 北嶋議員。

6番 北嶋賢子 6番の北嶋賢子です。委員会、当委員会ですけれども、皆さんにも分かっていた方がいかなと思って取り上げてみました。高額療養費の追加なってます。792万9千円、これ高額療養費必要手数料となっております。人数、今何人位いるものかどうか教えて下さい。

議長 村井 剛 はい、加藤保健課長。

保健課長 加藤貞憲 今、手元に資料ございませんので、この予算枠に対する人数等については、後ほど資料を提出させていただきます。

議長 村井 剛 他にありますでしょうか。  
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 ないようですので、質疑なしと認めます。議案第54号についての質疑を終わります。  
次に、日程第10、議案第55号 平成30年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について、質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 ないようですので、質疑なしと認めます。議案第55号についての質疑を終わります。  
次に、日程第11、議案第56号 平成30年度八郎潟町公共下水道事業特別会計への繰り入れについて、質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 ないようですので、質疑なしと認めます。議案第56号についての質疑を終わります。  
次に、日程第12、議案第57号 平成30年度八郎潟町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について、質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 ないようですので、質疑なしと認めます。議案第57号についての質疑を終わります。  
次に、日程第13、議案第58号 平成30年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算(第3号)について、質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 ないようですので、質疑なしと認めます。議案第58号についての質疑を終わります。次に、日程第14、議案第59号 平成30年度八郎潟町上水道特別会計補正予算（第3号）について、質疑を行います。質疑ありませんか。（質疑なしの声あり）

議長 村井 剛 ないようですので、質疑なしと認めます。議案第59号についての質疑を終わります。次に、日程第15、議案第60号 秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について、質疑を行います。質疑ありませんか。（質疑なしの声あり）

議長 村井 剛 ないようですので、質疑なしと認めます。議案第60号についての質疑を終わります。次に日程第16、請願・陳情についてを上程いたします。お手元に配布してあります請願・陳情は、請願1件、陳情7件の計8件であります。受理番号第16号の請願に対する紹介議員は、6番 北嶋賢子君です。北嶋賢子君の説明を求めます。はい、6番 北嶋議員。

6番 北嶋賢子 議席番号6番 北嶋賢子です。農民運動秋田県連合会委員長の鈴木万喜夫氏から、紹介議員として依頼されましたので、紹介議員になりました。朗読をして、趣旨の説明としたいと思います。

国に対し消費税増税中止を求める意見書の提出を求める請願書です。

私たちの暮らしや地域経済はいま、大変深刻な状況です。8%増税によって戦後初めて2年連続で個人消費がマイナスになりました。

増税と年金カット・医療・介護など社会保障費負担増、そして賃金低下、物価上昇の三重苦のもとで、これ以上節約するところがないと悲鳴が上がっています。

大規模な自然災害も相次いでいます。自治体の財政も、消費税が大きく圧迫しています。ところが、政府は、2019年10月の消費税率10%への引き上げをあくまで行う姿勢を崩していません。税率10%への引き上げで5.6兆円の増税となり、軽減分を差引いても4.6兆円＝1世帯当たり8万円の増税という試算も出てます。このような状況で消費税を引き上げれば、税率5%から8%になったときの大不況が再来します。

加えて税率引き上げと同時に実施を狙う軽減税率には、重大な問題があります。食料品と週2回以上発行の新聞代は税率8%に据え置かれますが、運送費や加工費、広告宣伝費など10%分の値段は値上がりします。

また8%と10%の線引きは単純ではありません。そして、2023年に導入されるインボイス制度は地域経済を担う中小業者・農業者にとって大きな負担となり、免税業者が商取引から排除されるという重大な問題があります。

そもそも消費税は、所得の少ない人ほど負担が重く、貧困と格差を拡大する根本的な欠陥を持つ税制です。増税されるたびに消費税の滞納額が増え、国税滞納額に占める消費税の割合が高くなっているのはその証拠です。

日本国憲法は応能負担原則に則った税制の確立を要請しています。

消費税増税ではなく、税金の集め方、使い方を見直し、大企業や富裕層を優遇する不公平税制をただすべきです。軍事費や不要不急の大型公共工事への歳出を減らし、暮らしや社会保障、地域経済振興優先に税金を使い、内需主導で家計をあたためる経済政策をとるべきです。そうすれば、社会保障制度の拡充も、財政再建の道も開かれます。

私たちは住民の暮らし、地域経済、地方自治体に深刻な打撃を与える消費税増税を中止することを強く求めます。

以上の趣旨から各事項について請願致します。これが農民運動秋田県連合会、鈴木万喜夫委員長から提出されました請願でございます。

明日の一般質問に消費税のことを私も出しますが、私の消費税に対しては家計を預かる主婦の立場からの消費税の増税に関しての質問でございますので、これで消費税増税の中止を求める請願書の趣旨の説明を終わらせていただきます。よろしく願い致します。

議長 村井 剛 提出されました議案並びに請願・陳情について、皆様にお配りいたしました議案等付託表及び請願・陳情文書表に記載のとおり、所管の常任委員会に付託することに、ご異議ございませんでしょうか。（異議なしの声あり）

議長 村井 剛 ご異議なしと認め、各常任委員会に付託することといたします。事務局長から、委員会室を報告させます。

議会事務局長 鳴海一元 総務産業常任委員会は、第1委員会室でお願いします。教育民生常任委員会は、第2委員会室でよろしくお願いします。

議長 村井 剛 これより、各常任委員会を開いていただきます。  
明日12日水曜日は、午前10時より本会議を開きます。  
本日の会議はこれをもって散会いたします。大変ご苦勞様でした。

( 午前11時20分 )

# 平成30年八郎潟町議会12月定例会 会議録

第2日目 平成30年12月12日（水）

議長 村井 剛 おはようございます。  
ただいまの出席議員は、12名であります。  
定足数に達しておりますので、八郎潟町議会12月定例会は成立いたしました。  
これより、本日の会議を開きます。答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長各課課長、会計管理者であります。  
日程第1、これより一般質問に入ります。最初に10番 金一義君の一般質問を行います。はい、10番 金議員。

10番 金一義 どうもおはようございます。ちょっと朝一だと緊張しますんで、よろしく願います。最初の質問として、役場新庁舎建設における建設設計のプロポーザル方式についての質問をさせていただきます。  
役場新庁舎建設基本計画にもありますが、昭和45年に建設された現在の役場庁舎が建設後47年の経過を見、老朽化が著しく、耐震上も問題があることから、新庁舎建設との基本計画が示されております。  
基本計画にはこれまでの経緯と、検討審議会名簿等が示してありますが、皆さんには大変ご苦労様でございました。過日この場所で設計業者より、建設構想を聞きましたが、今日に至るまでの経過をお聞きしたくこの問題を提起しました。  
今般、設計業者との契約も済んでおりますが、本日本町で採用されたプロポーザル方式とはどのような仕組みかと、町民の方々より質問されても明快な答弁が出来ません。そこで、役場新庁舎建設基本業務委託公募型プロポーザル実施要綱等を見て、認識を深めようとしたのですが、なかなか理解が深まりませんでした。そこでまずもって、この方式の採用に至った経緯はいつごろか、またこの方式がどのような制度で、どのような利点があるので採用されたのかもお知らせいただければ有り難いです。  
また、入札契約方式には、競争入札方式と随意契約方式がありますが、今回採用されたプロポーザル方式は随意契約であります。なぜ競争入札方式を採用されなかったのかもその理由も合わせてお願いします。  
また、今回採用されたプロポーザル方式には、テーマ設定型と技術者評価型の2種類があるようですが、2種類の区別の違いと本町ではどちらの方式を採用されたのかもお知らせください。  
今般、実施された役場建設の資料を見ますと、公募型プロポーザル方式を採用されておりますが、公募に応じた各企業とその獲得ポイントをお知らせください。  
また、次点の企業の名前と獲得ポイント、評価点はどうなっているのかも合わせてお願いします。よろしく願います。

町長 畠山菊夫 金議員のご質問にお答えいたします。  
プロポーザル方式は、公共工事に係る調査・設計の品質の確保に関して、価格と品質が総合的に優れた内容の契約とすることが必要とした、国の閣議決定である公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針に基づき、平成21年から全国で本格導入された方式であります。  
国のガイドラインによれば、当該業務の内容が技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求される業務であって、提出された技術提案に基づいて、仕様を作成する方が最も優れた成果を期待できる場合は、プロポーザル方式を選定する、としております。  
建築設計では、一級建築士事務所の登録を受けていることなどの参加資格要件や、過去の基本設計及び実施設計業務の実績要件など、一定の条件を満たす候補者の中から、当該設計業務に係る実施体制、実施方針、同種・類似業務の実績、設計業務に対する提案等に関する書類の提出を受け、書類の審査、プレゼンテーション、ヒアリングを実施した上で評価を行います。  
したがって、当該設計業務に対する知識及び必要とされる構想力や応用力において最も適した者を選定することが可能になる、ということが利点に挙げられます。  
全国的にも、自治体庁舎などの公的建築物の設計業務はこのプロポーザル方式で選定するのが主流となっており、本町にあっても優れた設計者を選定したいという理由から本方式の採用となりました。  
競争入札方式を採用しなかった理由でございますが、競争入札方式には、物品の購入のように購入する内容や質が具体的にあらかじめ特定されている場合や、また、建設工事のように完成すべき工事の内容が設計仕様書等で特定されている場合など、結果の同

一性が保証されている場合に適する制度であります。

これに対し、プロポーザル方式は、業務の創造性、技術力、経験等を適切に判断して業者を選定する方式であることから、この判断に至りました。

新庁舎は、今後半世紀にもわたり町の顔、そして防災拠点となる重要な建築物であり、設計の完成までは様々な方々の多様な意見の調整を重ねる必要が高く、それらに対応出来る設計者を選びたい気持ちが特に強かったものでございます。

以上でありますけれども、それ以降のご質問に関しては、担当から答弁させます。

10番 金一義 はい、どうも有り難うございました。

議長 村井 剛 金議員、詳しいことは担当からありますから、そのあとで質問を、小野総務課長。

総務課長 小野良幸 後段の質問でございますけれども、テーマ設定型なのか技術評価型なのかというご質問に関しては、技術評価型になるかと思えます。あと、今回のプロポーザルに参加されました業者名とその評価点でございますが、3社でございます。

1社目は松橋・コスモス設計共同企業体、秋田市の業者様でございます。代表企業が松橋設計様でございます。二つ目が有限会社香山壽夫建築研究所、これが今回契約をしました東京都の業者様でございます。三つ目が有限会社、村田弘建築設計事務所、秋田市の業者様でございます。

それぞれの評価点数でございますが、このプロポーザルでは、一次審査、二次審査と分けて実施しております。公募者数が多かった場合は、上位5社程度を選出するというものでありましたが、申し込みが3社でございましたので、全社が二次審査の方に進んでおります。

一次審査の点数でございますが、一つ目の松橋・コスモス設計共同企業体が、100点満点中、45.125点、それから有限会社香山壽夫建築研究所ですが63.25点それから有限会社村田弘建築設計事務所ですが、52.25点でございます。

この3社が二次審査に進みまして、各テーマに対する技術提案の的確性、それから創造性及び実現性ということで、プレゼンテーションを行いまして、ヒアリングを行いました。その結果、初めの松橋・コスモス設計共同企業体が400点満点中、317.125点と有限会社香山壽夫建築研究所が367.25点、それから有限会社村田弘建築設計事務所が318.25点でございます。以上でございます。

議長 村井 剛 はい、金議員。

10番 金一義 はい、どうも有り難うございました。

プロポーザル方式の区別でお伺いしたんですけれども、テーマ型と技術者評価型と二つあるんですけれども、さっき、うちの方は技術者評価型だと言うんですけれども、この選ばれた二つの技術者評価型を選ばれた理由というのは、どういう形で選ばれたのか、同じプロポーザル方式の中にも2種類の形があって、この今、お話を伺いますと技術者評価型ということだったんで。

議長 村井 剛 はい、小野総務課長。

総務課長 小野良幸 今回の庁舎に関しましては、優れた設計者を選びたいということから始まっております。この優れた設計者とは何かということですが、一つは企業内における一級建築士の所有者の人数ですとか、その企業の体制それから、我々発注者側とのいろんな意見調整が必要となってきます。そこら辺の体制的にどうなのかといったことでありまして、一次審査ではこちらからテーマを設定いたしまして、それによる考え方も示していただいておりますが、最終的にはその企業の我々が要求するところの技術力、それから経験、意欲それから取り組み体制、柔軟性、幅広い考え基準からの、そういった観点から設計者を選びたいということでございます。

10番 金一義 テーマ型の中身を話しますとね、テーマ型の場合は特定テーマに関する技術提案の内容と企業や技術者の能力を総合的に評価することに特定する方式、とこう謳ってあります。技術者評価型の場合は、企業や技術者の能力に重点を置いて評価することに特定する方式と、まず似たような感じですけども、この判断は、もう一度お願いします。

議長 村井 剛 小野総務課長。

総務課長 小野良幸 ご指摘のとおり、テーマ型と技術評価型の違いはあるかと思えますが、本町で進め

たのはその二つをちゃんと分けて選んだというよりは、二つのそのテーマの設定、それから技術者の資格、それから体制を総合的に勘案して、進めたものでございます。

で今回テーマ、うちの方で設定したものが四つございます。

一つは、誰もが利用しやすい庁舎、それから二つ目が環境配慮とコスト縮減を両立する庁舎、三つ目が防災拠点としての庁舎、それからその他の提案といたしまして、町制100周年に向けた町づくりの礎となる庁舎について、という四つのテーマで一次審査では技術提案を簡単にご提示いただき、また二次審査ではそれらの実施方針につきまして、より具体的な提案をいただいて決めております。

このテーマだけが評価になるかということ、そうでもなくて一次審査の中ではこの事業の実施体制とかが重点的な評価項目になっております。

例えば、一次審査では配置技術者の資格で、各担当分野において企業内の資格の内容を評価しております。建築の意匠ですとか構造、電気設備、機械設備などについて配点をしております。

それから配置技術者の技術力ということでは、2,000㎡以上の庁舎の業務実績があるですとか、2,000㎡以上の公共施設の業務実績があるですとか、それについて管理技術者、それから担当主任技術者の人数についても点数化をしております。

それから継続教育、通称CPDと言われてるものですが、企業でこういった教育を徹底して行っている場合には、点数が高くなって参ります。それと合わせて先程申しました業務の実実施方針につきましても、点数化をいたしまして総合的に一次審査の点数を出しております。以上でございます。

10番 金一義 今、総務課長がCPDの方に触れました。今回、香山さんですか、これ事務所のあれを見ますと、CPDのようにするに管理技術者がゼロになってますけども、これ後で触れようと思ったけども、総務課長が触れましたので私今お聞きしますけども、これ町の方からの資料です。これには管理技術者であってCPDがゼロになってますけども、その今資格云々とありますけども、そのCPDが取り敢えず、じゃあCPDは何であるかということをお伺いします。

議長 村井 剛 はい、小野総務課長。

総務課長 小野良幸 深く調べたことはないんですけども、設計業者さんが、よりその自分達の設計をするためのより高度な技術を要するための教育だと認識しております。

10番 金一義 教育は教育ですけども、この単位とるためにはどういう教育されてるんですか、そこら辺勉強しましたか。

総務課長 小野良幸 調べておりません。

10番 金一義 ようするに、算定する町の方の方々がこういうものに対して調べてないとか、そうするとこの資格の云々と、ようするに云々どうのこうのとおっしゃいましたけども、ここにちゃんとゼロになってますよ、そうするとそれが適合されてるのかどうかということも考えたのかどうか、ようするに町のこの中に入ったでしょう。その資格の中に。

それと後は、続いて話しますけども、この資料見ますと一次試験は評価点が200なってますけども、先程100とおっしゃいましたけども、四十何点であれにしましたけども、その評価点というかその点数の付け方の見方、それはじゃあどういふことを見て、点数四十何点、何十何点というその点数にしたのか、そこら辺、それと事務局長ちょっとこれがCPDの資料です。それ、ちょっと見せてやってください。

だから議長、この資格の有する者をようするに町として、本当に調べているのかどうか、ようするにこれには管理者はゼロになってますよCPDは、これは町の方できた書類で私話してますけど、香山さんですか、その中のCPDは業務実績書ということできてます。議長、ちょっと時計止めてくれないか。

議長 村井 剛 いいですか、はい、小野総務課長。

総務課長 小野良幸 資料によりますと、管理技術者は確かにゼロとなっております。担当主任技術者につきましても、建築意匠が0.5、構造が1.0、電気がゼロ、機械設備が1.0ということで、CPDの配点としては総合的で2.5点となっております。

このCPDの評価点につきましても、絶対条件とはしておりません。あくまでも業者さんの総合的な点数を配点するための一つの項目であります。以上です。

10番 金一義 そうすると、次点の方のCPDの配点は何となっていますか。

議長 村井 剛 小野総務課長。

総務課長 小野良幸 次点の方につきましては、CPDにつきましては4.0となっております。管理技術者につきましては、2.0、担当主任技術者で2.0、合わせて4.0となっております。

10番 金一義 ようするに、このことを何で聞くかということ、お宅方も審査の中に入っておると思う訳ですよ、その場合やっぱりこういうものの提出を求めて、こういう資料のね提出求めて本当にCPDを持っているのかどうか、それをやっぱり審査の段階で、ただ署名だけでというのであれば、ちょっとおかしいんじゃないかということで、お宅がCPDの話したからこの中身CPDそのものの実態も把握されておらない訳ですよ、当局の方ではだから一番基本となるのが、ここで全部CPD何んぼ、何んぼと全部のCPDが入ってるでしょう、あの意匠であろうと何であろうと、全部のCPD、この、じゃあちょっとお伺いしますが、CPDの取得というのは、どうやって取得するんですか。

総務課長 小野良幸 えーと分かりません。

10番 金一義 はい、議長。そうするとね、分からないことで審査をされたということは、ちょっと不可解な点がございます。ようするに、もちろん審査の方々もおって、何人かおってその中でやったんでしょうけども、町当局がこういうCPDそのものの把握もしてないで、その点数を何点、何点ということで、そういうことで評価されたということ事態が非常に不可解だと思いますけども、そこら辺どう思いますか。

総務課長 小野良幸 まず私の勉強不足で、そこまで私把握しておりませんでした。この庁舎のプロポーザルに当たりましては、県内のいろんな実施した団体の実施要綱等を参考にして作成いたしました。  
例えば、秋田市西仙北市の角館庁舎、それから大館市、能代市、潟上市等ほとんどの県内、全国的にそうですけども県内の庁舎では、そういったプロポーザルで実施要綱を定めて実施しております。その中で企業の評価ということで、そのCPDの継続教育について謳われておりました。  
私も深くはちょっと勉強はしませんでしたけれども、そういった技術者の学習について積極的に取り組んでいるという認識はございましたので、この項目を入れた次第でございます。

議長 村井 剛 はい、金議員。

10番 金一義 じゃあその中にですね、評価点という項目があるんですけども、その評価点というのは何を表しているのか、評価点。推奨単位、すみません。推奨単位が謳ってあります。

総務課長 小野良幸 ただ今のご質問でございますけれども、町の方でプロポーザルの評価に関する選考要領というのを定めております。その中で一次審査、多数応募があった場合に上位5社程度を選ぶということでの一次審査なんですけども、一次審査の評価項目では、企業能力、評価の着目点といたしましては、業務の実績でございます。  
詳しく説明すれば、実績の種類、建設地件数及び受賞歴について評価すると、これが15点でございます。二つ目が配置技術者の資格です。専門分野の技術資格について着目しております。各担当分野について資格の内容を評価しております。建築の意匠で担当の建築意匠その方については5点、建築の構造分野では3点、電気設備3点、機械設備3点の合計、14点となっております。  
三つ目が配置技術者の技術力ということで、同種類似業務の実績とCPDについて着目しております。同種類似業務実績では、2,000㎡以上の庁舎の業務実績がある、それからまたは2,000㎡以上の公共施設の業務実績があるということで、着目しております。管理技術者、そういった実績がある場合には管理技術者においては25点、担当主任技術者については建築意匠で15点、構造で10点、電気設備では7.5点、機械設備も7.5点で65点の配点でございます。  
CPDが管理技術者で2.0、各担当主任技術者、意匠、構造、電気、機械が各1点ずつで6点、合計の100点となっております。  
業務の実施方針につきまして先程の4つの特定テーマで100点を設けております。合わせて200点なんですけども、私が最初に申し上げました100点というのは、

この業務の実施方針を除いた点数でございます。二次審査で業務の実施方針の具体的なものをプレゼンテーションしてヒアリングしておりますので、一次審査の結果につきましては、この業務実施方針の100点を除いた100点ということで、先程の説明した点数となっております。以上です。

議長 村井 剛 はい、金議員。

10番 金一義 自分は大体分かるけども、一般の方々は聞いておると、ちょっと分からないと思います。自分は課長のおっしゃることは大体ね、ようするに私聞いているのは、推奨単位のこの書いてあるのは何を表しているのかということなんですよ。  
ようするに、このことそのものが、ようするに勉強なんです。これは12時間やると1点の評価を与えると、そういう形のことで推奨単位というのはある訳です。だから、これはCPDが6点とか何とかいろいろ書いてありますけども、ようするにCPDそのものが継続教育でございます。  
これも単位取得であって、だから建設の場合と土木の場合との、単位の取り方も違います。建築の場合は12点であって、土木の場合は50点ということで、非常に協会ですらやったり、いろんなことをやっとういうことをされて、認証試験を、ようするに受けた場合もらえると、そういうことのシステムであって、ようするに今おっしゃったように勉強の場であります。  
ただそこら辺やっぱり、私何で入札方式の中で、二つこういう形あるんだけど、だからよほどうんと当局も勉強してると思った訳ですよ、だけど全然まずある一部の方々に任せたのか分からないけども、当局そのものがやっぱり、認識の把握というのは非常に薄いんじゃないかなと、そのことでこの今、香山さんですか、こちらの方の点数の配点が良かったと、その配点の良かった意味を、じゃあお伺いしますけども、どの部分が優れておったのか二次の方とですね、だから私言うのは香山さんの場合は、CPDが管理者はゼロです。お宅さっきからCPDの話してますけど、だからそこら辺の見方はどうなのか。  
これはプロポーザルそのものは完成談合と言われてるんですよ一般的には、関連についてはですよ、ようするにある程度のもがあるのとそれに決まると、そこに行っちゃう訳ですから、だからそれはきちっと、やっぱり県内の業者2業社ありました。東京の業社も今あります。  
だからその県内の業社もCPDがどうなってるかということですよ、聞きたかったんだけどもそこら辺あまり答えてくれなかったですけども、そこら辺で何で東京なのか、それは優秀だから東京でしょうけど、だから当局は全然もの分からないで、こういう業社が決まってること事態が、私としてはちょっと不満でございます。

議長 村井 剛 総務課長。

総務課長 小野良幸 提案のありました3社が、全社、二次審査を行いました。二次審査では特定テーマについての技術提案について配点をしております。その中で二次審査の配点の内訳なんですけれども、誰もが利用しやすい庁舎で今回の契約となった香山壽夫建築研究所が、76点、他が66点、64点、それから環境配慮とコスト縮減を両立する庁舎では、香山さんが76点、他が72点、68点、防災拠点としての庁舎が香山さんが76点に対し、他が66点、61点、その他の提案町制100周年に向けた町づくりの礎となる庁舎に向けてということのテーマでは、香山さんが76点で他が68点、68点でございます。  
で二次審査はこの点数だけでなく、一次審査の先程説明致しました、企業能力配置技術者の資格、配置技術者の技術力についての100点と合わせた形で、点数をつけております。  
確かにCPDだけを見れば、今回の契約した香山さんの方では点数が低かった訳であります、総合的な評価ということでこの香山さんの方に決定しております。以上です。

議長 村井 剛 はい、金議員。

10番 金一義 決まったことに対する異議でなくて、自分は今質問してるのは、町当局がこの物を認識されてるのかどうかということで、質問をさせて頂いております。  
今回のプロポーザルそのものをね、ようするにこれから見ればやっぱり何か裏にあるんじゃないかというような形が、ちょっと取られない訳でもない訳ですよ、ようするにその評価点というのが評価する人の方の腹つもりで、評価76点、60何点というのが出てくる訳ですから、結局技術者そのもののこのCPDの配点から見てもゼロな設計がね通ってる訳ですから、だからそこら辺の形を他の業社の物を、我々が資料無いですから

そこら辺比較して私しゃべること出来ませんが、だからちょっと聞いてる方はどうか分かりませんが、自分勉強してきた範囲では、そこら辺がどうなってるのかなと、ちょっとの感覚は持っております。

まず、こればかり1時間しゃべる訳には行きませんので、次の質問に入りたいと思いますけども、まず、やるからには一生懸命当局も勉強してもらって、やって頂ければ有り難いです。そこら辺よろしくをお願いします。

総務課長 小野良幸 はい。

10番 金一義 じゃあ次に二つ目ですけども、上水道におけるBCPの作成についての考え方がどうなってるかということでございます。

9月6日に北海道で震度7を観測した地震は、大規模停電や内陸部での液状化発生など市民生活に大きな影響を及ぼした北海道地震は、東日本大震災を経験した東北地方におきましても、明日は我が身と考え改めて日頃からの備えの重要性が必要と思います。

北海道地震での大規模停電を機に、企業や自治体が災害発生時の対応をまとめた事業継続計画、BCP作成が注目されたとあります。

特に、大きな災害が起きると必ずといっていいほど、上水道の被害状況が報道されます。本町でも、水道事業の継続に必要な業務資源、人、物、情報も被害で制約を受けて十分な対応が出来ないことが想定されます。

特に本町の場合は、自然流下で配水をしているわけではなく、ポンプに依存していることから、停電、ポンプの故障があった場合は配水が出来なくなるのではないかと非常に心配になります。そのためにも、どのような施策をお持ちかお伺いします。

議長 村井 剛 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 平成30年7月に策定した八郎潟町業務継続計画では、住民生活に直結するライフラインである水道施設は、その機能維持、あるいは早期復旧を災害発生から1ヶ月間に優先的に実施すべき、非常時優先業務としておりますが、地震災害等の大規模な災害により水道水の供給が継続・再開・開始するための行動手段などを定めた具体的な計画は示しておりません。

今後は八郎潟町地域防災計画や八郎潟町業務継続計画を補完した水道業務継続計画の策定に向け、県からの指導も頂きながら検討して参りたいと考えております。

10番 金一義 だいたいのお話は分かりましたけども、今このBCPも各地域で策定されてきております。それで特段聞きたいのは、停電になった場合の町の対応はどうなってるのか、そこら辺教えて下さい。

議長 村井 剛 はい、村井水道課長。

建設水道課長 村井健一 質問にお答えします。今現在も停電時の対応策としましては、リース会社からの発電機をリース料として予算計上しております。

発電機は400ボルトが1台、200ボルトが1台、そのリース料金を予算計上して緊急時の際はそれに対応することとしております。

10番 金一義 そうすると、すぐそのリース会社の発電機、400と200ですか、押さえておるということですけども、きた場合はすぐ取り付けは簡単に出来て、その操作というのはどういう状況になってるんですか。

建設水道課長 村井健一 災害時、発電機が必要となれば現場においては、高圧設備となりますので一つには、保安協会等の資格の有した方とその電気工事の資格者の方を現場に派遣依頼して対応することとしております。

10番 金一義 そうするとその人も、押さえてあるということですか。

建設水道課長 村井健一 保安協会につきましては、年間の保安業務として業務委託しておりますので、そういった場合には優先的に保安業務の一つの中で来て頂くことと考えております。

あと電気資格者につきましては、町内の電気工事屋さん1社しかおりませんので、その方をお願いする予定としております。

10番 金一義 その1社電気工事ですね、それ必ずしも他の方のものとバッティングするということ

があるのかどうか、それで今リース会社云々とありましたけども、そのものを確実に押さえられておるのかどうかと、それと、もしこういう事態が発生した場合どの位の時間的なものを見ておるのかそこら辺をお願いします。

建設水道課長 村井健一 実際リース会社、私の方で想定するリース会社につきましては、全国規模のリース会社でございます。当然、秋田県内でも支店等ございます。あと東北管内、で非常時の場合は、その必要となる発電機が運良く県内にあれば、県内からの借入れ、万が一県内になれば東北管内ということになる訳ですけども、以前からその派遣までの時間等どの位かかるかということが懸念されておりました。  
今、その業社さんとも例えば災害協定等結んで、優先的に借入れ出来るかどうかということも聞いております。  
災害協定出来るか出来ないかということにつきましては、実際やってる自治体もあるということを知っておりますので、この後、発電機のみならず必要となる資機材の調達については、災害協定的なものをこう結べるような形で、検討したいと考えております。

10番 金一義 非常にこう不安定な答弁で、ようするに、もし今この時点で発生している場合、発電機がもうすぐ手当出来るか出来ないかと、なければ、東北管内と、それがなければ全国的な、そういう形の答弁なようですけども、ようするに我々町民の安全・安心を守るためにも、そこら辺の災害協定ですか、やっぱり優先的に確保出来るということを前提とした事業をしていかないと、ちょっとうまくないんじゃないかと、じゃあ聞きますけども、もしそういう不足の事態が発生した場合、世帯数で浦大町・真坂あそこら辺はある程度何日かもつでしょうけど、その何日間の形で何十パーセント断水になるのか、そこら辺分かたら教えて下さい。

建設水道課長 村井健一 金議員おっしゃったように、浦大町・真坂地域におきましては、浦の配水池から5,000トンですね、貯水池がございます。それは自然流下で配水しております。  
それ以外の地域におきましては、浄水場の挺水地からの配水となりますので、しっかりしたパーセン提示はあれですけども、浦大町・真坂地域以外については電気設備が整うまでは断水となるものと思っております。  
その断水に要する時間につきましては、先程おっしゃってますように発電機の設備が整うまでの時間と考えております。

10番 金一義 それは理由としてはそういう理由になるでしょうけども、私ここで質問してるのは、ようするに町民に与える不安、そういうのを無くするための施策というのが行政だと思う訳ですよ、頼りない答弁で何日かかるか分からないと、だからそこら辺やっぱりきっちと災害協定等しながら、やっぱりそうでなければ、取り敢えず小さい発電機を備え付けて置くと、そういう施策も必要かと思えますけど、そこら辺町長いかがでしょうか。

議長 村井 剛 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 確かに発電機を常時置ければ超したことはないと思います。ただ、ランニングコストの面ではかなり掛かります。追加のランニングコスト面では。  
それと東北電力さんとも話しておりますけども、平常時の停電というのは3日も停電することはまず無いということでございます。で大きな災害時の場合は、もう停電が何処まで続くか分からないということで、本町の場合は高い所に浄水場がありませんので平場ですので、どうしても電気で送ることになりますので、ポンプで送ることになりますので、そういう風な町の弱点だと思っております。  
じゃあ、どの位停電になった場合、町民の皆さんに供給出来るかという、以前は調整池から汲み上げて、町民の皆さんにお配りしたこともございますけども、その量というのがどの位あればいいか、その時によって違いますけども、金さんおっしゃる通り、すべて良しといえればいいんですけども、なかなかそこまで計画立てれない現状です。

10番 金一義 ランニングコストとおっしゃいましたけども、発電機備え付けるとほとんど掛かりません。備え付けるとですよ、私も付けてあります発電機は。  
まずね、ただ月に1回か2回回すだけで、だからそこら辺の感覚を持つと年間のランニングコストとおっしゃいますけども、家の所では付ける時お金掛かったけども、後は今のところほとんど掛かりません。やっぱりそこら辺も検討されて、町民の安心・安全が第一でございます。そこら辺まず一つお願い致します。  
それと後、時間押してきてるんですけども、BCPの計画も早急に我が方が率先して

やれるようにして頂ければ、町も名前も売れるし、町民方も安心が出てくるかと思いません。もっと他に詳しいこと聞きたかったですけども、時間が押してしまったのでまず、こちら辺で、ようするに発電機の手当とそれとBCP作成の計画を持って、何とかこちら辺を、もっと聞きたかったけども、よろしくをお願いします。

じゃあ次、三問目にいきますけども、本町の職員採用における障害者雇用の取り組みは、これはもちろん後段でも質問されてる方がおりますけども、ようするに障害者雇用制度というのが、促進法というのがありまして、民間の場合は罰則金取られます。法定の人数に入らないとですね、二人、三人、という形になるんですけど、これ官公庁の場合は罰則規定が無い訳ですけども、本町の場合は過去にはそういう雇用者があったことは事実でございます。

現在はそれは無いんですけども、いないんですけども、ようするに一つ目は雇用者そのものの雇用の認定なる、当局の頭の中にあるのかどうか一つ目は、それと募集要項が我々見てないんですけども、こういう騒がれても今回一人の採用云々とありましたけどもそれ、どういう形の募集要項になっておるのか、こちら辺を取り敢えず教えて頂ければ。

町長 畠山菊夫 答弁書ちょっと読みます。障害者雇用促進法に基づく雇用率ですが、去年まで一人おりました。実際、今のところはおりませんので、社会的責任を果たせておりませんということになります。それで色々それ専用の採用はしたことはありません。

それで今後は、県とも色々相談しながらどういう採用方法があるのか、そしてまたそうした場合は職員が今迄こう言葉あれですけども、障害者の方を採用した場合は、職員がどういう風な対応しなければいけないのか、そういうの色々ありまして、それから県と相談しながらその雇用に向けて頑張っていきたいと思っております。

10番 金一義 そういうお話聞きまして、まず新しい庁舎もようするにバリアフリーとかそういう形のトイレなんかも計画されておると思いますんで、その中には職員の雇用もやっぱり今の法律がそうになっておりますんで、是非、率先して、いないのが何町村かになって、新聞に載っておったんですけども、そこら辺まずよろしくをお願いします。

じゃあ後簡単に、ようするに5問目ですけども、あつ4問目です。町のようするに建物がどんどん新しい物作ってるんですけども、それについてようするに古くなった建物の取り扱いが、人口減にもなっている訳ですし、そういう形でどういう対象として行くかなということで、質問書出した訳です。よろしくをお願いします。

町長 畠山菊夫 本町における公共施設総合管理計画は、平成29年3月に10年間の計画期間としてこれ策定しております。議員の皆さんにもお配りしております。

本計画によれば、道路・橋梁等のインフラ資産を除く建築系公共施設は、この時点で191施設があり、総延べ床面積はおおよそ4万5千㎡で、住民一人当たり7.41㎡となっており、全国平均の2.3倍の面積を所有しております。

議員ご指摘のように、人口減少化における建築系公共施設の現保有施設の全てを同数同規模で維持し、更新していくことは、費用的にも無理が生じてきます。

これからは、安全面や施設機能を充実させ維持していくことが重要であり、そのためには将来の人口減を勘案しつつ財政状況の見通しを立て、立て替えや大規模改修に係る経費を実施可能な水準までに引き下げなければなりません。

また、インフラ資産については、町民の生活基盤として現に使用されていることからこれらを縮減していく目標は定めないこととし、必要に応じて施設の在り方を検討しコスト削減に努めるものとしております。

町公共施設総合管理計画のこれらの基本方針をもとに、今年度、個別施設計画を策定することとしております。個々の施設ごとの維持管理・修繕・更新、安全確保、耐震化長寿命化、統合や廃止等について、現在、施設管理担当部局からその考え方を示していただく作業に入っておりますが、財政状況に鑑み、これら対策の実施時期の年度間平準化も視野に、実施可能な計画を策定したいと考えております。

10番 金一義 はい、大体分かりました。ここで、あの隣の三種町の公共施設の削減に着手したとあります。17年3月に廃校は需要がなければ順次解体すると、17年度は老朽化した旧子ども園等を3施設を解体、統廃合した旧小学校以降も20年度までに使い道が見つからなければ取り壊す方針、同町では1,970年代に集中投資した施設が今後一斉に更新時期を向かえるとあります。

人口が40年に4割を割る見通しの中、このまま施設を保有し続ければ35年度には85億円の資金不足になるという三種町の概算でございます。

うちの方もそういう環境にある訳ですけども、先程、町長もお答えしましたけども、やっぱりこういうのは積極的に、インフラの公共施設等管理総合計画ですか、そういう

ものを作成しながら、古いインフラですかそういうものをやっぴり見直す時は、きちっと見直してお金掛かってもいいですから、後の時代に抜本を残さないような施策をして頂ければ有り難いと思ひましてこの質問を取り上げました。それに対してちょっと何かありましたら、無いですか。大変どうも有り難うございました。

議長 村井 剛 これにて、10番 金一義君の一般質問を終わります。  
次に、6番 北嶋賢子君の一般質問を行います。6番 北嶋議員。

6番 北嶋賢子 6番 日本共産党の北嶋賢子です。始めに家族が病気で病んでいるのに、7日のこの間の金曜日に、肺のCTを取りましたら肺炎を発症しているということで、今、治療中でございます。聞き取りにくいところもあると思ひますけれども、質問をさせていただきます。

3項目、一括質問一括答弁ということで通告をさせていただきました。

1番として、地域経済の活性化と地域作りについて、そして2番として今年の米の作柄について、3番として消費税の増税についての質問をさせていただきます。

1番、地域経済の活性化と地域作りについて、少子高齢化の波は八郎潟町だけでなく、他町も同様だと思ひます。町民の豊かさの尺度をどうみるか町民の懐を暖め、町の中をお金が巡るにはどうしたら良いか、公共事業や補助金頼みでは一時的に経済は活性化しても持続可能なものにはならないと思ひます。

地域経済の循環を強める土台は外需依存をするのではなく、地域内での仕事や物、資金の循環をはかることが町づくり、物づくり、人づくりにも繋がると思ひます。

町外の友人達が、はちバルも田んぼアートも素晴らしいと言ひます。確かに多くの人々に来ていただいて、活性化になってると思ひますが、経済の活性化に繋がっているかどうかは疑問です。

そして、はちらぼが非営利事業者であることを身を持って知りました。今年の2月から、ほうれん草を毎日10袋ずつ、計1,000袋を納入しました。当時スーパーでは300円もしたので、もう少し高く売ったらと私は言ひました。そしたら人件費を30円つけて130円にすると言ひます。私は100円貰えばいいから、だからもう少し高く売ったらと言ひました。そしたら、人件費を30円つけて130円にすると言ひます。その時に非営利の意味を知りました。

これからも協力は惜しみませんが、非営利をもっと町民に知らせる必要もあると思ひます。役場はコンピューター、指令塔です。町民が何を望んでいるのか、1月の広報にアンケートを入れて、役場に町民ポストを設置してみたらどうでしょうか。

田んぼアートに来た方から、去年説明してくれた人だと言われ、感謝々でした。来てくれた人々を、絶対に手ぶらでは帰さない工夫が早急に必要と思ひますが、ということで1番にしました。

No.2として、今年の米の作柄についてと題しました。農家の皆さんは秋が終わると、いつも旅行に行くのに、今年は駄目だなこりゃと言ひます。いくら凶作でもこれまでは8俵はとれました。

家では備蓄米のゆめおばこが7俵半でした。不足分の70袋近くを、あきたこまちで穴埋めました。今、やや不良ということですが、町としてはどのように考えているのかお聞きしたいと思ひます。

3番として消費税の増税について、日本列島、北から南から災害列島に10%の増税は許せません。災害続きで仮設住宅にお住まいの人々がまだまだたくさんいます。

一日2,000円の生活費からの10%と5,000円の牛肉を貰える人の10%では不平等です。

クレジットカードで買い物すれば2%分の還元と言ひますが、私の様にカードを利用しない人には何の恩恵もありません。消費税10%の増税は一世帯8万円の負担が増えます。町長のご意見を聞きたいと思ひます。家計を預かっている主婦の立場からの質問でございます。

昨日、請願で消費税の話をしました。請願しました。回りは全部男性ですが、男性の皆さんは大きな買い物するので、たまにしか消費税はついてこないと思ひます。でも毎日の生活、あそこのスーパー安い、ここのスーパー安いということで、チラシとくじ引きして買い物している主婦にとっては、10%では大変な違いでございます。と言うことで町長は10%に対して、どのように考えているのか、お聞きをしたいと思ひます。

お願い致します。

議長 村井 剛 畠山町長。

町長 畠山菊夫 北嶋議員のご質問にお答え致します。

始めに、非営利をもっと町民に知らせる必要もあると思います、とのことですが、営利とは構成員の経済的利益を追求し、団体の利益を構成員が分配することです。

対して非営利とは、団体が利益を上げてその利益を構成員に分配しないという非分配のことです。よって非営利とは、利益を上げてはいけないことではなく、利益が上がっても構成員に分配しないで、団体の活動目的を達成するための費用に充てること、ということになります。

NPO法人H a c h i L A Bについては、広報で毎月紹介していますが、今後ともその活動についてお知らせしていきたいと思います。

また、田んぼアート等で町内に来てくださった方々を、アート観賞から経済効果へどう繋げていくかについては、今一度、J A並びに湖東3町商工会へ呼びかけをして、ご協力を仰いで参りたいと思います。

次に、県産米の状況についてですが、新聞報道等でご存じかと思いますが、作況指数96のやや不良となっています。東北農政局秋田拠点によると、農家によって作況に差があり、発表しているのは地域の平均値である、との記事が11月1日の秋田魁新聞に載っていました。

県央地区は、12キロ減の563キロ、9.3俵ということでした。また、農協の契約数量に対する集荷率は87.7%であり、8月上旬の日照時間は概ね平年を上回ったがその後の日照不足により集荷率が低下したものと思われます。

議員の言われる凶作による対策の是非はということではありますが、現在、支援策については考えていません。

次に、消費税増税は国が決定したことでありますが、過去の消費税増税では景気の後退が指摘され、報道によれば今回も同様の不安が、全国的に広がっているようです。

その対策の一つとして、酒類や外食を除く飲食品等への軽減税率制度の導入や、クレジットカードなどのキャッシュレス決済を使った消費者に対し、2%分をポイントで還元する仕組みを構築するようです。

消費者からすれば、消費税が増税しないことに超したことはありません。特に低所得者の方々にとっては、大変な負担になることと察しております。

国に対しては、増税により国民の暮らしが成り立たないことのないように、しっかりと対策を練り上げて欲しいものと願っております。以上でございます。

6番 北嶋賢子

有り難うございました。はちらぼに関してですけれども、この間クリスマスケーキを注文に行きましたら、やってなかったんです、ですから久しぶりにぐるっと店の中を見て、これじゃあやっぱり野菜持ってこなきゃだめだなと思ひまして、ある人に浦大町の人方、もう少し頑張ってくれたらと言われました。浦大町でも、ジャスコに入れたり、農協のやさい畑に入れたりしてる人がいますので、そこら辺これからのことも、もう少し考えて行きたいと思ひます。

やっぱり欲しいものがあれば、必ず人は来ます。何をさて置いても来ます。家のハウスの脇に無人の野菜の販売置いていますけども、オール100円で売ってますけども、無農薬だからということで、潟上とか秋田市とか遠くからでも来るんですよ、ですからやっぱり欲しいものがあれば来ると思ひますので、やっぱり町民のニーズも考えて、そういうものも必要じゃないかなと思ひます。

それから通告の中に、アンケートも入れましたけども、町長からアンケートへの答弁今なかったんですけど、須田秀温先生が中学校の校長先生をやっている時に、廊下にポスト置いてました。そして、子供達が何考えているか子供達から話しを聞いて、そしてその返事をまた廊下に貼り出していました。

ですから27年に大々的なアンケートを町では取っておりますけども、一応それにも目を通してきましたけれども、やっぱり町民が今こうした方がいいんじゃないかなと、そういう風に思ってる人もいるかと思ひます。役場に來たついでに、ポストに入れて行く人もいるかと思ひますので、そのアンケートのことに關して、ちょっと町長の考え聞きたいと思ひます。

町長 畠山菊夫 はちらぼに対するアンケートでしょうか。

6番 北嶋賢子 町全体の。

町長 畠山菊夫 町全体のですか。はちらぼについては、はちらぼさんが以前にもアンケートやっておりましたので、答弁にはちょっと触れませんでしたけれども、町のいろんなアンケートこれ私が町長の前に、アンケートやった記憶が確かございます。それでいろいろなことがあって、やめた経緯があります。アンケートかどうか分かりませんが、ちょっとそ

の辺りいろんな意見がありまして、それでやめた経緯がございます。  
アンケートについては、今後ちょっと考えていきたいと思えます。はい。

6番 北嶋賢子 これ、要望というのか、結果というのかだけでも、11月の12日に小学校の3年生が例年のように畑の見学に来ました。今年はピットインのところから福祉バスに乗って、家の畑のところへ降りて行くんですけども、今年は熊除けの鐘が設置されています。それで子供達に35人の子供達に一回ずつ熊の鐘を鳴らしてもらいました。とても喜んで鳴らしました。  
それから今度玉ネギの畑を見て、人参の畑を見てから玉ネギの畑を見て、そして最後にハウスの方に来てそしてハウスの中に入って、気のきいてる子供はさっさと入ってトマト食べるんですよ、だから農薬掛かってないから、たべても良いけどもお腹痛いって言うなよって、いつも言うんですけどもね、ですからこのようにすごく元気な子供達がいっぱいいます。  
ですから少しでも町が活性化すればと思って、これからも協力は惜しみませんので、どうかよろしく願いいたします。これで私の質問終わらせて頂きます。有り難うございました。

議長 村井 剛 これにて、6番 北嶋賢子君の一般質問を終わります。  
次に、5番 石井清人君の一般質問を行います。はい、5番 石井議員。

5番 石井清人 5番 石井清人です。一般質問をさせていただきます。喉の調子が悪いので聞きづらいかと思いますけども、ご了承をお願いします。  
一つ目は、私の描く認定こども園幼保一体像、というタイトルであります。  
幼稚園の管轄は文部科学省、保育園の管轄は厚生労働省、認定こども園の管轄は今も総務省でしょうか。幼保一体と叫ばれてきながら、現場では混乱多い制度に思えます。  
しかしながら、本町では32年度から公私連携・幼保連携型認定こども園がスタートします。関係者はサポート事業で概要を掴まえていると思うのですが、保護者、町民の方には、まだ分からない点が多いと思えますので、私の一般質問を通して周知できればいいなと思っています。  
私が一番いままで気にかかっていたのは、3歳児、4歳児、5歳児が保育園と幼稚園にそれぞれいて、それぞれに違う保育や教育を受けていることです。  
町の子どもは同じところで同じ保育や教育を受けるようにできないものではないでしょうか。  
そこで私の描く幼保一体像を述べたいと思えます。まず、保育園はいままでは、保育に欠ける幼児が通う施設と説明がされていました。いまの法律の言葉では、保育を必要とするとなっています。  
したがって、認定こども園となってもこの制度がこのまま続くとすれば、夫婦共稼ぎで自宅に子どもを面倒見る家族がいなくなると、保育を必要とする幼児となり、保育園に入れることとなります。  
一方、家庭に保育できる人がいると保育園には入れません。幼稚園に入ることとなります。そこに二つの施設が存在します。  
そもそも、幼稚園は、「三つ子の魂100までも」の格言通り幼児教育の重要性を唱えた方が明治9年に東京市に設立されたのが始まりとされています。以来100年以上を経ています。  
一方保育所は、大昔は託児所と呼ばれて、農繁期など忙しいときに一時的に子供を預かったりしたのが始まりとされています。  
しかし、保育所では幼児教育はないのかと言えば、今の保育所は保育士と幼稚園教諭免許を併せ持つ職員がほとんどですから、保育所でも幼児教育はやっています。  
しかし、八郎瀧町の子供が幼稚園と保育所に分かれて幼児教育をやるというのは、町の子供という全体的な観点から見れば、おかしいのではないかと思います。  
そこで私が描く幼保連携とは、保育園に在籍しながら幼稚園に通うというものです。  
本町の場合は保育園は法人です。幼稚園は町立です。保育園の幼児が幼稚園に行くということは、幼稚園教諭の指導を受けることになるし、町の施設を使うこととなります。  
保育園保育料はその分の負担を見ていないことになるかもしれません。しかし、町の子供は一緒と考えて大きな観点から見れば細かいことにこだわることはないと思えます。  
民間と公立のそれぞれの施設を幼児が行き来できるものか法律的には分かりませんが、八郎瀧方式としてやっていけないものではないでしょうか。いろいろな政策で時には地方が先例を作って国を動かすこともあります。  
保育園の子供が朝まっすぐに幼稚園に行き、幼稚園の子供と一緒に学習や遊び給食を食べます。終わると保育園籍の子供は幼稚園バスで保育園に送ってもらいます。

そして、保育園で保護者が迎えに来るまで保育を続けます。  
幼稚園の子供は徒歩やバスで帰宅します。これが可能になれば町の子供は全員一緒に幼稚園で勉強できることとなります。これが私の描く幼保一体像です。  
ただし、課題が二つあると思います。一つは職員のことです。保育園在籍の幼児を八郎潟幼稚園で面倒を見るといっても、幼稚園教諭は保育士免許がないと思います。  
しかし、八郎潟保育園の職員は、教員免許と保育士免許を併せ持つ方がほとんどです。ですから八郎潟保育園職員と一緒にいてくるとか、あるいは出向で受け入れることにしてはどうでしょう。  
二つ目は保育料の格差のことです。所得階層にもよりますが、保育園では高く幼稚園は断然安い。私は幼保に格差のないやり方だできないものかと思います。  
それには幼保同一保育料を設定しながら、減免あるいは補助によって保育園児も現在の幼稚園料金のレベルまで下げることができないのかと思います。  
仮に保育所の第5階層の44,500円を幼稚園の第3階層の4,500円に仮に40人を減額すると大雑把に推定すれば、金額にして1年間で約2,000万円の町の持ち出しが発生します。  
しかし国では、2019年10月から幼児教育無償化を打ち出しています。そうすると前期6ヶ月間が有償期間ですから、半分の約1,000万円。大きい金額ですが私はこの際、地域福祉基金を取り崩してはどうかと思います。基金残額7,000万円のうち1,000万円ですから、無理でない金額に思えますインパクトのある政策に思います。  
国に先駆けて幼児教育無償化を打ち出してはどうでしょうか。以上が私の描く認定こども園幼保一体像です。提言と致します。  
次に、二つ目の質問です。中嶋町営住宅団地の避難的な道路について、であります。  
中嶋町営住宅は、現在解体作業に入っていますが、整地後は順次着工していくものと思います。新しい町営住宅は外観もきれいで、使い勝手の良い間取りと車スペースもあり、入居希望が多いだらうと思います。他町からの人が増えて町の活性化につながるものと期待致します。  
この住宅の配置を見ると32区の通りから2本の進入道路で住宅地に入ることになります。今は車社会ですから、道路幅員も十分で各住宅に車スペースもあり現代にマッチした配置です。  
しかし、全てが車を使う世帯かという、そうでもない場合もあるのではないかと思います。車を使わない世帯、あるいは電車で通勤のため駅へ行く人、あるいはバス停に行く人、商店街へ買い物に行く人は徒歩で行く場合も考えられます。  
また、32区の通り付近で火災や事故、災害があった場合は通りに出られない状況になります。そうした場合に備えて避難路的な道路があった方がよくないかと思います。  
現在でも中嶋町営住宅団地裏側から12区方面へ抜けられる裏道の道路があるのですが、それをもう少し整備してはどうかというのが私の提言であります。  
現地を見るとお分かりかと思いますが、12区方向からは幅2.0メートル位の舗装路が寺沼水路まで続いています。その先に神社？と呼ばれる祠と旧中嶋公民館があります。  
神社？と呼ばれる祠と旧中嶋公民館は、元旦の裸参りの通過場所になっていますが、それ以外はほとんど来る人もなく使用もされていません。もし、この避難路的な道路が整備されると、中嶋町営住宅団地の方だけでなく、11区・12区・13区で使ってる現在の中嶋児童館を使う場合も大変便利になります。  
ただ土地の権利関係が気になることです。町有地に神社？と呼ばれる祠が建つとは考えられませんので、旧中嶋公民館と併せてこの土地が個人所有地なのか、あるいは神社の所有なのかよくわかりません。教えていただければ有り難いです。  
また、旧中嶋公民館の建物は町の財産台帳に入っているものでしょうか。昔、役場で建てたとすると、町の財産なのですが、そうでなければ地域の財産とも思えます。  
屋根のひさしも落ちてきて10年後、20年後、30年後に誰が手をかけて整備していくことになるのでしょうか。心配であります。  
これらの課題はあるのですが、もしこの避難路的な道路が整備できるのであれば、地域の利便性と安全性が向上し、また、環境的にもよくなると考えます。提言と致します。  
以上二つの質問です。よろしくご答弁をお願いします。

議長 村井 剛 はい、江島教育長。

教育長 江島廣 石井議員の認定こども園幼保一体像について、お答えいたします。  
始めに、子ども子育て事業や認定こども園事業に関しての管轄は内閣府となっております。  
本町で幼稚園と保育園を一体化し、認定こども園となった場合、担当課は町長部局福

祉課となり、園の経営は社会福祉法人になります。

本町が32年度開設しようとしている公私連携・幼保連携型認定こども園は、こども園の名称をそのようにするというのではなく、教育・保育の内容・運用をそんな形という考えのことで、当面は、幼稚園型の1号認定と保育園型の2号認定の3歳～5歳までは、今ある幼稚園舎で、3号認定の0歳～2歳までは今ある保育園舎での教育・保育となります。

公私連携という意味合いは、教育・保育について、法人に全て任せるのではなく、教育委員会もかかわって指導助言していくという考え方です。幼保推進課からの訪問指導などについて、幼稚園で行っている園運営と同じように進めていくということです。

幼保連携とは、1号認定の幼稚園型と2号認定の保育園型の園児が、一緒に学ぶ形態です。午後2時までの教育・保育、給食は同じ教室で一緒に過ごし、1号認定の園児は降園となりますが、希望により4時まで延長保育ができます。4時に2号認定園児は保育園へバスで移動します。

1号認定と2号認定の教育・保育については、石井議員が描く幼保一体像とほぼ同じと捉えていただければと思います。

また、免許状取得については全職員が幼稚園と保育士の両方の免許を取得しておりますので、問題ありません。

園運用に当たっての構想は、2020年度は現幼稚園教諭を4名、2021年度は2名をこども園に派遣し、学級担任等をお願いすることにしておりますし、保育園側からも3名学級担任に入ってもらって、TT指導をおこなうこととしております。

2年間そのような取り組みをすることにより、保育士の方々から幼稚園教諭としての力量・資質が高まるような指導方法を研修していただき、軌道にのせていく考えであります。

朝のうごきの具体については、この後保育園側との話し合いで、共通理解を持ちながら詳細なデイリープログラムを作成していきます。

現在、教育課、福祉課を交えて、町と法人との協定案を煮詰めている状況です。

最後に議員提案の幼児教育無料化の選考実施についてですが、現段階では3歳～5歳までの給食費は無料とする考えですが、国が幼児教育無料化の実施時期が確定するまでの期間について、町単での無料化は財政との絡みがありますので、国の動向を見ながら検討して参りたいと思います。以上です。

町長 畠山菊夫

石井議員の避難路的な道路についてのご質問にお答え致します。

中嶋住宅裏側から12区へ抜ける児童館前の土地及び旧中嶋公民館については、町の所有ではありませんでした。

中嶋住宅西側の町道役場前中嶋線沿線で、災害等が発生した場合の避難経路については中嶋住宅の2本の進入路の間隔は、既存道路では約30m、新設道路では約50mと広がることになることから、どちらかの道路から避難できると考えております。

また、歩行者や自転車、軽車両であれば、11区・12区・13区児童館前へと接続される道路から児童館前を通り、一部私有地を通ることにはなりますが、12区への避難が可能と考えております。

このことから、12区へ抜ける車両通行可能な道路を整備するのは、用地の取得や多大な事業費も必要なことから慎重に検討していきたいと考えております。

5番 石井清人

ご答弁有り難うございました。それで幼保一体像なんですけども、この認定こども園の仕組みというのは、なかなか分かりづらくて今の教育長さんのご答弁で、だいたい分かったんですけども、良いことだなと思って喜んでます。

細いところになると、私ちょっと分からないですが、それで1号の子どもと2号の子どもが幼稚園で一緒に勉強すると、私が描いたのとまさにその通りとなって、良かったなと思って、始めて聞きまして良かったなと思ってます。

ところで2号認定というのは、これはやっぱり制度として残るのでしょうかね、これは福祉の関係になるんですけども、まず保育園は措置行政ですから入所の判定、それから保育料の徴収、そういうものは行政でやる訳なんですけども、そうすると2号認定は役場でやりながら、そして保育園の在籍というか資格といいますか、そういうものは、保育園の子どもだよと、2号認定になっていながら、そして幼稚園で教育をすると、それは保育に当たるというのですか、それとも教育に当たるということなのか、そこの細かいところ、ちょっと勉強不足で分からないんですけども、教育長さん出来たら教えて下さい。

それから中嶋の道路、実際に私、神社庁の用地なのかなと思ったりして、難しいなと思ってたんですけど、問題提起そして地元の11区、12区、13区の方にも認識してもらいたいなということで、敢えて質問したところです。

確かに、そこには神様と呼ばれる石像なんかもありまして、もう非常に貴重で大事なものですから、なかなかその手を付けるのは難しいと思いますが、将来的に皆が高齢化してどうなるのかなと思ひまして、それでまず出してみましたけども、まず内容分かりました。

教育長、そのところちょっと解説して欲しいと思ひます。

教育長 江島廣 構想は、今、調定案を結ぶことでこう進めておりますけども、いわゆるその認定子ども園を分園方式という形になりますね、全員が0歳から5歳まで全員を同じ園舎でという風なことになりますと、今の幼稚園では0歳から2歳までの設備的な面でも不具合なところもあります。

と言うことで、当面は当面といったのは将来的には多分子どもさんの数も少なくなるでしょうから、そして幼稚園舎も相当老朽化していくでしょうから、新しい園舎になるだろうと予想されることです。その時には、0歳から5歳まで全部収容出来る設備等の整った物と変わっていくだろうと考えております。

ですので当面の間は、3歳から5歳までは今の幼稚園舎、そして0歳から2歳までは今の保育園舎で、0歳から2歳は普通保育と言いますが、幼稚園のそちらの方の教育につきましては、普通、教育こそ保育と言いますので、そういう今迄幼稚園で行ってきた学習内容と言いますか、学び方をそちらの方で3歳から5歳までは全件やると、ただ分園した場合に、その一つ条件というものがありまして、小さいお子さん方とも交流という、そういう時間帯を週一度とか、あるいは少しの時間とか設けなきゃいけないという部分がありますので、そこあたりの兼ね合いですけど、朝の早く来てる時間帯とか、それから2号認定の子どもさんは、4時過ぎにこちらの保育の方に帰ってきますので、そこで0歳からの子どもさん方との交流というのが可能になるという風なことです。

で先程申し上げた1号認定と2号認定のこの違いなんですけども、あくまでも1号認定というのは幼稚園型です。2号認定は保育園型で、うちの方の今の幼稚園は6時まで延長保育やっておりますけど、現実そこまでは普通原則無いんですけども、特別の施策でそういう風にやっておりますけど、ですので給食がありますから2時頃までの教育を終えると、降園となります全員が、それ以降については交換になる訳ですけども、幼稚園型は。

ただ先程申し上げましたように、希望によって2時間程度の延長保育は可能ですよという風な保護者の方の説明会では申し上げたいという風に考えております。

で1号を選ぶか2号を選ぶかは、保護者の考え次第であります。今迄の保育園に入るための条件的なものは、かなりきついものがありましたけども、現在はそんなにそこは深く厳しいものではなくてですね、希望した方にいけるという風な状況になりますので、保護者の方、お爺さん、お婆さんがいらしたとしても、家庭の事情により保育園型を希望すれば、保育園型いわゆる2号という風な形になっていくという風に思っております。その程度でよろしいでしょうか。

議長 村井 剛 はい、石井議員。

5番 石井清人 あの、最後にもう一つ聞きたいのですけども、これは将来的なことになるので、今の時点ではっきりしてるかどうか分かりませんが、この認定保育園が今、全国的にそういう展開になってますが、ずっと以前は井川町が一つの建物の中で幼稚園と保育園を運営していたので、その時でもまず、保育園の生徒と幼稚園の生徒を一緒にやりながら建物の中で子ども一緒ということであったので、あるいは私は認定子ども園の発想というのは井川町が先駆けたのではないかなと思っております。

でまた、一方五城目町では町営幼稚園であったけども、もりやま園、五城目小学校の下の建物と一緒にいった時点では、町立幼稚園と民間保育園が一緒の建物であったけども、やっぱり運営が難しいということで、町立幼稚園を廃止して、民間幼稚園にして認定子ども園にした経緯があるんですけども、将来的に八郎潟町はどういう方向に進むのかもし今の時点で方向付けがあるのであれば、教えて頂きたいと思ひますけども。

教育長 江島廣 お答えします。どういう方向付けかにつきましては、ちょっと分かりませんが、いずれ将来は同じ園舎で0歳から5歳まで一緒という形になるかと思ひます。それはいつになるかはちょっと5年後とか7年後とかってはっきり言えませんが、将来はそういう形になるんじゃないかなと思っております。

それから、今、来年までは幼稚園は公立ですね、そして保育園側は法人という風なことになるんですけども、子ども園にする場合は原則、法人なんですね、ですからそちらの方に運用の仕方という風なものを、おんぶするというそういう形になるかと思ひます。

ただ、何回も申し上げてる通り、変わった名前付いてるんですけども、うちの方は特別、こういうところ無いんですけども、東北何処を見ても、で公私連携というのは結果的には保

育園に全てお任せして、はい教育、保育を頑張ってくださいねという風なことじゃなくて、やっぱり今迄やってきた幼稚園教育、非常に先生方も頑張っている良い教育やっていますので、そういうところを継続してやっていけるような状態を作りたいと、そういう考え方であります。ですので、今、幼稚園にいる教員の方々をうちの方から派遣するんですね2年間、形は派遣してお手伝いすると、保育園側の方で教育、保育が今の幼稚園と同じように出来るようになるまでの期間、2年間とって今いる保育士さん方との研修を進めて派遣して、いろいろ指導しながら、一緒に学びながら方向性を位置づけて行くと、そういう考え方で取り組みであります。

5番 石井清人 大変良い答弁頂きまして、有り難うございました。これで私の質問終わります。

議長 村井 剛 これにて、5番 石井清人君の一般質問を終わります。  
それではここで、昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。  
(休憩)  
(再開)

議長 村井 剛 それでは午前中に引き続き、一般質問を再開いたします。  
2番 柳田裕平君の一般質問を行います。はい、2番 柳田議員。

2番 柳田裕平 2番 柳田裕平でございます。今回は、私項目で3項目の質問になります。一括質問方式でお願いいたしますので、答弁よろしくお願い致します。

それでは表題の一番でございますが、一日市中央地下道の道路凍結対策についてでございます。この件につきましてはもっと雪の降る前に取り上げて質問するべきところではございましたが、いろいろ反省しておりますが、ただ、今からでも出来ることがあればという思いで質問いたしますので、どうぞご理解をお願いいたします。

冬期間における一日市中央地下道、以下地下道で省略させていただきます、の道路凍結対策について質問致します。

商店街と国道7号線を結ぶ中央道は通行量も多く、冬はイルミネーションも点灯する町の重要な交通道路であると考えます。

そこで、ある女性ドライバーの体験談でございますが、地下道で二度もスリップ事故を経験したことから、冬に地下道を通るのが非常に怖いので何らかの対策を講じてもらうよう町当局に要望してはどうかと言うお話がございました。

私自身も、冬の地下道を通るときはいつもよりは慎重に運転するようにしてまいりましたので、この女性の要望に応える意味もあって、いろんな方々の意見や体験談も聞いてみました。

反応は、自分もスリップしたことがある、とかスリップ事故を目撃したことがあるなどの声も多くあり、特に運転に自信のある方でさえも、あの地下道は怖いとのことでした。そこで以前、当議会でもこの件については議論されていたように記憶しておりましたので、当議会の記録を調べてみました。

平成25年6月定例会の同僚議員の一般質問に対して、ロードヒーティングは施工費用・ランニングコスト・耐用年数の更新費用などの理由により全国的に減らす傾向にあるので、地下道については路面凍結防止を目的とした高機能舗装を実施するほか、定期的な融雪剤散布や除雪の徹底で対応する、との当局答弁であったようでございます。

また平成30年、今年の3月定例会の総務産業常任委員会では、地下道に於いてこの冬期間は凍結して危険であったようですので、改修を要望するとの委員の発言に対して雪のつかないアスファルト舗装が劣化し、ロードヒーティングは寿命が短い融雪剤を散布して対応しています、との答弁であったようです。

町としても様々な対策を講じてきているのは理解出来ますが、私が周りの方々の話を総合する限りでは、スリップ事故は減っていないように思われます。

そこで質問でございますが、第一点、町当局として地下道におけるスリップ事故の情報などについては、どの程度把握されて、その検証はされているのでしょうか。

また、この冬の地下道での除雪や道路凍結対策は今迄通りになるのか、それとも何か新しい試みは考えているのでしょうか。

第二点、提案ですが、地下道の入り口には注意を促す看板があったようですが、あまり目立たないようでしたので、もっと大きくするか、より目立つ色彩を使うとか、看板を工夫してみてもどうでしょうか。

第三点、中長期的対策として、財政面の課題があると思いますが、前に言われていたロードヒーティングやあるいは両方の入り口にドーム式の屋根をかけるなど、新しい試みも含めた対応策を検討する考えはないのでしょうか。

以上の3点について、答弁よろしくようお願いいたします。

表題の2番でございますが、一日市商店街、街路樹の剪定作業について、今月の10月上旬あたりから、一日市商店街通りでは街路樹の落ち葉が、台風による塩害の影響もあったかも知れませんが、例年よりも早い時期から、数多く散っているのが見られました。そうでなくても、例年のことですがカラスの糞の処理に悩まされているところに加え落ち葉の量も増えたということで、商店街の皆様にとってはさらに難儀をしている様子が見受けられました。

ただ、落ち葉の件では町が例年行っていた一日市盆踊り開催前の街路樹選定作業が、今年度は実施されなかったということで、昨年から伸びた枝の分だけ落ち葉の量が増えたのではとの素人考えの話も出ておりました。

いずれにしても、一日市盆踊りを大いに盛り上げるためにも、商店街の景観をより良くするためにも、街路樹の剪定作業は効果のある施策であると考えますので、今後は例年の継続事業としていただくように要望しておきます。

そこで質問でございます。街路樹の剪定作業を中止した理由は何故なのかと、来年度以降はどのように考えているのかお伺いいたします。

表題の3番でございます。障害者雇用の報道について、この表題につきましても、今朝ほど同僚議員の質問がございました。重なる部分もあるかと思いますが、一応通告している通りに質問いたしますので、答弁は要点だけで結構でございます。

去る9月27日の報道から、法律で義務付けられている障害者の法定雇用率を確保するため、各省庁や自治体では雇用者数を水増し算入していたのが次から次と明るみになったようです。

しかも、その後の報道では、各省庁とも厚労省に追随する形で、職員の処分は見送るという甘い対応になるのではとのことでした。

そこで、秋田県の実態はどうであるかと言えば、障害者の法定雇用率、これは国や自治体の全職員の2.5%だそうでございますが、未達成の県内市町村は7割もあるというずさんな業務実態も知りました。

また、八郎瀉町・八峰町・大瀉村・上小阿仁村の4町村は雇用実績があったのが、現は一人もいないとのことでした。

そこで、報道された事柄ですので、町民には町当局としての正確な考えを説明するべきであるという思いで質問をいたします。

障害者雇用促進法で義務付けられていることですので、本町としての現在までの経緯と考え方を説明していただきたい。

また、今後はどのように対応する考えなのか答弁よろしくお願ひいたします。以上でございます。

議長 村井 剛 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 柳田議員のご質問にお答えいたします。

始めに、スリップ事故の把握と今冬の対策についてでございますが、地下道におけるスリップ事故については、道路施設を破損して本人または保険会社からの連絡がない限り、把握できていないのが現状でございます。

ちなみに、五城目警察署に問い合わせたところ、過去3年間に発生したスリップ事故は、平成30年今年の2月に走行中に滑走して対向車両に接触した1件とのことございました。

凍結対策については、平成25年度に凍結抑制剤に配慮した高機能舗装に打ち替えを実施しており、今冬の対策としては、これまでと同様となりますが、道路パトロールの強化と定期的な消雪剤の散布、除雪作業の徹底を図って行きたいと考えております。

注意看板の工夫についてでございますが、凍結注意の看板については、確かに小さくて目立たない状態でありますので、先進地の事例も参考にしながら改善に向けて検討して参りたいと思っております。

中長期的な新たな対策については、以前の一般質問でもお答えしておりますが、凍結対策としては、議員おっしゃる通り、ロードヒーティングによる対策が最も効果的であると認識しております。

しかしながら、施工費用、電気代等のランニングコスト、さらには耐用年数が10年から15年といわれる施設更新改修に多額な費用がかかると見込まれております。

ロードヒーティングを設置している自治体の中には、耐用年数が比較的短い設備更新を機にスタッドレスタイヤや凍結防止剤の性能が向上していることなどにより、除排雪や凍結防止剤散布の強化に転換する傾向にあるようでございます。

今後は、議員提案のドーム式の上屋設置の他、その他の対応策の情報収集に努めますが、注意喚起看板の更新を優先して検討して参りたいと考えております。

次に、上町商店街の街路樹の剪定については、枝が伸び、車両及び歩行者・自転車に

接触し、通行の支障がある場合、また枝が生い茂り、通行のための視距の確保に支障がある場合に選定を行うこととしております。

平成27年から29年までの3ヶ年は、現場を確認して選定作業を行っておりますが今年度については、夏場前に街路樹を確認したところ、通行に支障とならないと判断したため、選定作業を見送りしております。

街路樹の剪定は、通行への配慮のみならず、樹木本来の特性を生かし、均整のとれた樹形や樹冠を作り、自然な樹形を生かして路上施設との調和を図ることが望ましいと考えており、今後も街路樹の枝葉の繁茂状況を確認し、景観への配慮をするとともに道路利用者への障害とならないよう、選定作業を実施して参ります。

次にご質問は、金議員の答弁と重なってしまいますけれども、障害者雇用促進法に基づく雇用率は、平成29年までは1名が登録され、基準を満たしております。

しかし、今年は障害者雇用の職員はおらず、障害者雇用という社会的責任を果たせておりません。

障害者雇用についての具体的方針は未定となっておりますが、現段階として考えられることは、秋田県と同じように、事務職の採用にあつては身体障害者の試験を検討することや、もし応募がなかったり採用がなかった場合も想定されますので、知的障害者や精神障害者の短時間雇用を検討すること、などが今後の対策として考えられます。

しかしながら、本町にとって知的障害や精神障害を持つ方の採用となれば初めてのことでありますので、職場全体の障害に対する理解の醸成から始める必要があります。

また、障害者一人ひとりがどの分野の業務であれば自己能力を発揮できるのか、といったことも見極めていかなければなりません。

今後受け入れ可能な業務にはどのようなものがあるのか、庁舎内での検討の場を設けていきたいと考えております。

同時に、ハローワークや障害者福祉施設等に対し、積極的な情報交換に努めて参りたいと考えております。

## 2番 柳田裕平

どうも有り難うございます。まず、地下道の件でございますが、町長の答弁では実態を中々つかんでないようなお話でございましたが、町長の言われたような実態よりは、もっとずっと私も人の話を聞いた限りでは多いなと思います。

何かそういう実態をつかむような方法ってないものかな、と今感じたところでございます。もしあつたら警察とかは特別行つても、教えてもらうことは出来ないのかなという感じもしたんですが、事故があつたかということぐらいまでは教えてくれるんじゃないかなと思いますが、まずそこら辺分かりません。そういう方法も考えてみて頂きたいと思います。

で実際私もあの現場で、スリップするところ見たことあるんですが、午前中でしたかな2月、4月頃の今年の、あそこをちょうど歩いてきたところを反対方向からきた軽トラックがですね、反対車線の坂を登ろうとして、反対車線のブロック塀、コンクリート塀に当たった瞬間です、ちょうど避けて行つたんですが、あれまともに当たっていると大げがするような感じでございましたので、そういう頭もありましたので、今日の質問の中にも入れることに致しました。

また、私のところに来た女性の話では、JAの共済の話で行つたらJAの職員があそこは一番多いところですよ、という話をされておつたようでございますので、さっき言ったのとだぶりますが、相当いるはずでございます。

いずれにしても、各々自分が安全運転で心がけて行けば問題ない訳でございますが、やっぱり人命にもかかわるということで、行政にもそれなりの対応が必要とされるということもございますので、その点の一つよろしくお願い致します。

で一つですが、費用対効果もあると思いますが、いろんな各方面の事例とか情報や公的助成制度の活用などを考慮する長期的な対策、検討というものも必要じゃないかなということで、そういう形の検討会議とか委員会とか、そういう場を一つ設定して集中的にこう話し合つて頂ければなという考えであります。

で一つだけ質問ですが、この先程の答弁でアスファルトの舗装の劣化について、話がありました、この舗装というのは25年でしたっけ、平成25年にやったということでございますが、実際この工事がまた補修工事が必要となるのは、だいたい何年後ぐらいなのか、またその費用はどれくらいかかるのか、もしお分かりになったらその目処となると思いますが、その時期が来てるのかどうかというのが知りたいもので、もしお分かりになったら答弁頂いて、もしなければ後ほどの答弁で結構でございます。

それから街路樹につきましては、出来れば毎年実施してもらいたい、というのが要望でございます。私も、商店街の中に住んでいる人間でございますので、もうすぐ今年の落ち葉多いなというのが分かりましたので、役場に問い合わせたら、今年は選定作業をしてなかった、ということで見えることでございますので、出来れば毎年の事業

ということで、お願いしておきます。

でこれでも一つお伺いしたいのが、街路樹の管理責任というのは町が管理責任となっているのかどうかですね、これちょっと私もよく分かりませんので、そこら辺を一つ後でまた教えて頂きたいと思いますが、と言うのは、ちょっと私の質問が逸れるかもしれませんが今、駅前と中央道にイルミネーションが飾られておりますが、これ私のずっと前からの願望なんです、商店街のこのけや木の街路樹に、28本あります。これも全てイルミネーションを点灯出来ないものかなと、それ私の願望でございました。そうすれば町としても一体感も表現出来て、明るい町並みになりまして、出来ればイルミネーションの中を、明かりの中を裸参りでもやれば、ちょっと全県にも話題になるんじゃないかなという願望でございますので、これはもし特別答弁なければ結構でございます。と言うことでございます。

それから障害者雇用につきましたてですが、この後、私に取り上げた後の新聞報道でもいろんな報道がありました。障害者排除であるとか、政府は処分を各省庁に委ねたようで結果として不適切計上が判明してると、28行政機関のうち処分の方針を示したのはゼロであると、年間事業や障害者団体からは、怒りやあきれの声が上がっており、皆で渡れば怖くないということでしょうか、というような記事もありました。

そこで、本町のことでございますが、障害者排除と言われないように、受け入れの環境、整備体制も含めて、しっかりと取り組んで頂きたい、ということをお願いしておきます。

もし、答弁あったらお伺いしますが。

議長 村井 剛 はい、村井建設課長。

建設水道課長 村井健一 ただ今のご質問についてお答えします。

始めに、地下道の舗装の耐用年数と費用についてでございますが、答弁の通り平成25年度に社会資本総合整備交付金事業で、高機能舗装に打ち替えを実施しております。耐用年数につきましては、15年程の耐用年数でございますので、平成のまだ30年です、もう少しあると思っております。費用についてはすいません、この場合はちょっと把握してございませんので、後でお答えいたします。

後、街路樹につきましては、管理者ということでございますが、県道三倉鼻五城目線これは秋田県の管理でございます。県の方に町の方で街路樹を処分したいということで許可を頂いて、樹木については町管理となっております。以上でございます。

議長 村井 剛 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 街路樹に関しては、毎年、もし差し支えあれば選定は行っております。ただ、西日が当たらなくて良かったと言う方も、あまり刈らないで下さいと言う方も中にはおりますので、状況を見ながらこれは対応して参りたいと思っております。

2番 柳田裕平 今日は、主に身近な問題を取り上げましたが、一つよろしく願い申し上げて終わります。

議長 村井 剛 これにて、2番 柳田裕平君の一般質問を終わります。  
次に、11番 伊藤秋雄君の一般質問を行います。11番 伊藤議員。

11番 伊藤秋雄 11番 伊藤です。私の今回の質問は二問です。第一問は、教育の考え方と現場について、教育長をお願いしております。また、第二問は馬場目川の浚渫について、町長に答弁をお願いしております。

なお、この答弁について、お二人の方が答弁出来ない場合は、担当課長から答弁をよろしく願い致します。

それでは私の質問は、一問一答ということで通告しておりますので、よろしく願い致します。

第一問目、教育の考えと現場について、私は現在5人の孫がおります。上の二人は男の子でもう高校生ですが、その子たちが小学生のころは今のようにランドセル問題が取り上げられることはなかったようです。3人目の孫は小学校ですが、親にしてみれば初めての小学生なので6年間愛用してもらいたいという願いもあって、特別注文して丈夫な革製のランドセルを買ったようです。

初めて目にしたときは、小さいのに赤いランドセルが目立って、まるでランドセルが歩いているように見えました。また、ランドセルを持ってみると大変重く感じました。

この中にさらに教科書を入れると更に重く、小さい体には負担だろうと感じました。

しかも小学校は、本町のようにスクールバスがなく、徒歩で30分もかかるし、通学路は狭くますます心配でした。3年生になると持ち物が増え、運動着、そしてエプロンなどを詰めたナップサックみたいな袋を、首から下げて通学している姿を見て、今の子ども達は大変だなと思いました。軽くするために、置き勉をしているようです。

教科書を学校に置いてくるようですが、ランドセルは軽くなりますが、家で宿題をやるときは教科書がないと、不便なようにも感じております。

そこで①として質問致します。通学時、教科書、持ち物をすべて詰めたランドセルが重すぎるという保護者の声を聴き、文部科学省は9月3日、使用しない教科書を教室に置く、置き勉を認めるよう、全国の教育委員会に求める方針を固めております。

その後、ツイッターで早くどうかしてあげてほしい、と改善を求める声が殺到し文部科学省は9月6日、全国教育委員会などに対して、重量など必要に応じ適切な対応をするよう求める通知をして、重いランドセル問題を解決するため、秋田県教育委員会ではどのような考えを持っているのか、また、本町の教育委員会の考え方と置き勉についてお伺い致します。よろしくお願ひ致します。

議長 村井 剛 はい、江島教育長。

教育長 江島廣 伊藤議員のご質問にお答えします。  
県教委から特別の施策は指示されておられません、各地教委・学校の判断で進めてもらえれば、ということだと思います。

本町小・中学校では、特別の規制は設けておりません。児童生徒にはその日の状態に応じて、持ち帰る必要のないものは、置いておかまわらないということにしております。

11番 伊藤秋雄 私の調べでは、いろいろ学年が進むにつれて笛やハーモニカなどの楽器、図工の道具、またエプロンや運動着など、家に持ち帰っております。それとまた子ども達が、今年の3月ですか、ランドセル選抜の調査では母親2千人に対して調査をしました。そのだいたい平均で6キロを背負っているそうです。多くなってる人は9.3キロが入っているそうです。

そういった感じで、大変首や肩に重みを感じるということが多々感じられます。また父兄からも聞いております。そういったことは、父兄から置き勉について考えを聞いておりませんか。

教育長 江島廣 ご質問の意味がちょっとわかりませんが、父兄から置き勉について、ということですか？先程申し上げましたように、置き勉につきましては特別な規制は設けておりません。ですので、宿題とかそういう場合に必要でお家の方に持っていかなければいけない教科書等については、持って帰ってるものだと思いますけど、その他学校に置いて問題のないものにつきましては、学校の方では規制は設けておりません。ですので、置いております。

11番 伊藤秋雄 そうすれば学校にも置いてもいいということで、父兄には言っているのですか、それとも全部持ち運びしたりするということですか。

教育長 江島廣 置いてもいいことにしております。

11番 伊藤秋雄 はい、分かりました。今、教育長さんから置き勉はしても良いということ聞けて、大変子ども達の負担にもならないなど、そう感じております。

そういったことで、やっぱりいろいろな面で子ども達には負担がかかるということでも、なるべくいろいろアイディアを出すのも必要でないかなという感じがあります。

それからもう一つ、例えば小学校では鉢もの置いたり、いろいろ置いてますね。そして例えば夏休みの工作を持っていったりする時には、子どもが自由に持って歩いていますが、それに対しては学校側としては、それも各自に任せておるのですか。

教育長 江島廣 学校の方では花の鉢とかそういうものにつきましては、自由ということでたいていの場合はPTAとかの時に、保護者の方がお家の方に持っていく場合もありますし、からのもの、これから始まるという時にですね、その時は子ども達がナイロン袋に入れて学校の方に持ってきております。

11番 伊藤秋雄 はい、大変まず、他の学校のことも調べたら、やっぱり父兄からそういうものは持って行ってほしいということで、いろいろアイディアを考えてるようです。そういうこともあれば、また教育現場でも大変助かると思います。

それでは置き勉はしてもいいということですので、二問目に入ります。②として、ゆとり教育の見直し後に、教科書のページ数が増えて教科書の大型化、教科書会社で作る教科書協会によると、国語、社会、算数、理科のページ数は、ゆとり教育時代と比べて脱ゆとり教育の2015年に比較すると、約35%増えているというデータがあります

それでさっきも言いましたが、ランドセルが9.7キロもなるということで、小学生の女子の場合は、だいたい平均で体重が20.8キロということでもあります。

それで肩に負担がかかるということで質問致しました。そこで本町では、1年生から3年生達のランドセル、教科書、手荷物等の重さを調査したことはありますか。

教育長 江島廣 1年から3年生のランドセル、教科書、手荷物の重さを調査したことはありませんが私にも小学生の孫がおり、カバンの中身は相当重いです。

毎朝、家の前のバス停で登校してくる児童を見ていると、背中にカバン、胸の部分にスポ少用の練習道具の入ったバックなどと、前後のバランスを取りながら歩いている姿を見かけます。

議員おっしゃるように、教科書も現在B版、AB版、A版の3種類がございます。サイズがまちまちであるとともに、以前よりも指導要領が変わりましてですね、ページ数が相当増えております。ですので、サイズの違ったものをカバンの中に入れるという時にカバンの中は整理するのも難しい状態になっております。

11番 伊藤秋雄 何故こういうことを聞いたかというのは、私の孫が飯島小学校におります。もう前から置き勉はしてますよ、ということでそうしたら孫に聞いたら、学校で調査をしたのだから聞いたら、そうしたら1年生から3年生までの当たりで、重みをやったということで置き勉にしたらしいですけども、そういうことが出たので、本町ではしたのかなと思うって、今質問致しました。

それから北海道の小樽にある、バックのムラタという会社で、カバンのほうを軽くしようとしてナイロン製の通学カバンを製造しております。ナップランドという名前だそうです。

これは意味はナップサック&ランドといって軽くして丈夫、値段も比較的1万円弱で買えるようです。色は12色、東京や大阪など全国から問い合わせがあるようですが、本町でも軽いナイロン製の通学カバンを、新入生全員に無料で配布出来ないものでしょうか、お伺いします。

教育長 江島廣 小学生につきましては、学校指定の通学用カバンを持たせてはおりませんし、ナイロン製通学カバンの無料配布につきましても、現時点では考えておりません。

特に小学校入学時には、先程、議員の親戚の方もおっしゃったようにですね、かわいいランドセルを背負わせて学校に送り出したいという保護者や、祖父母の根強い願ひもありますので、同じものを揃えてとか、あるいは素材の、今申し上げた北海道の方の会社の非常に軽いものだそうですけど、統一した同じものというのは、現在考えておりません。

11番 伊藤秋雄 無料で配布出来ないものかと聞いたら、考えてませんと言うんですけど、まず何故かこのことを聞かれると、入学する時、大変父兄の方というか保護者の方が、どういうものを買ったらいいのか、高価なものを買ったらいいのか悩む訳です。それを私達の本町の小学生の入学する子どもは、30人弱ではないかなと感じておりますが、そういったものにまず1万円弱のものを買って、みんなで統一したら、親もそういう点に対して何となく無料だからと言って使用してくれるんじゃないかなと、しかも子どもには軽いカバンということでまた負担がかからないということで、良いのではないかと、こういう質問をした訳です。

ずっとこれも教育長さんは、現時点では考えてないと、この後は考える必要はないですか。

教育長 江島廣 先程も申し上げましたように、子どもさんのかわいいカバンというのは、本当に見るとですね、こう我々もカバンがこう並んで歩く訳ですけど、色とりどりのカバンを背負って本当にこう目を癒されるというか、心癒されるというかそういう気持ちで見っております。先程も申し上げましたように、お爺さん、お婆さんあるいはお父さん、お母さんが子どもにはかわいいものを持たせたい、色もこういうものを持たせたい、そういう願ひはまだ根強くあるように思います。

ただ、保護者の方ですね、どうしても軽いもので、しかも統一したものでいいと言う風なことの意見が多ければですね、あるいは検討してみたいと思います。

今年度につきましても、もうすでに来年度入学する子どもさんについては、保護者の

方ではすでに注文したりですね、選んだりそういうことをなさってることと思っております。

1 1 番 伊藤秋雄 今同じような質問になりますが、まず今1年生で買って6年間買うと、全校の生徒が同じようなものを背負う訳です。そう言った意味でこう質問した訳ですので、また今後とも考えてもらえば有り難いと思います。

それでは③に移ります。10月26日の魁新聞に、小、中学校のいじめ件数の記事があり、本県小学校のいじめは2, 194件、17年度把握されたいじめ件数は、前年度の1.2倍全国平均を上回っているとあるが、本町小・中学校の現場ではどのような状況にあるのかお伺い致します。

教育長 江島廣 平成29年度まとめでの小学校いじめ報告は、女子2件となっております。その態様は冷やかしか、からかい悪口や嫌なことを言われる、などとなっております。学級担任が発見したり、相談を受けたりして校長・教頭による指導を経て、保護者への報告といじめられた児童やその保護者に対する謝罪の指導をしております。

1 1 番 伊藤秋雄 いろいろ対応してるようですが、まずあまり大きいじめがないようで、ただ冷やかしかの問題がありますが、この前ちょっと父兄の方から、中学校でいじめがありましたよって4・5日前に聞きましたが、その点について教育長さん分かりますか。

教育長 江島廣 中学校でもいじめというかそういうのがありましてですね、ま2件程あります。最初の通告では小学校ということでは言われてましたので、中学校も同じく2件程あります。

1 1 番 伊藤秋雄 この中学校の2件というのは、これただ冷やかしか、からかいとか、そういうことであつたんですか。

教育長 江島廣 報告ではそのように受け止めておりますけども、実際的な中身の面ですね、保護者の方からの強い要望がありまして、一つの不登校とそれからいじめ対策、委員会の方ですね、学校の先生方だけでなく別の方が入って経過的に定期的に委員会を開いて、対応をしている事案もございます。

1 1 番 伊藤秋雄 いろいろ私も調べてみたら、いじめる方もいじめられる方も、それぞれの理由があると思いますが、やっぱり学校側では指導するのが生活指導の先生かなと思って、校長先生とか教頭も入ってると思いますが、お互いに和解し合えるような方向に向いてもらえれば有り難いなど、うちら方の学校は、また私の孫の場合を言うと弘前にいると幼稚園の時から、小学校に行くともた別の学校を選択するんです。小学校卒業するとまた中学校選択する訳です。うちら方の学校の場合は幼稚園、小学校、中学校って行く訳ですからお互いに子ども達は気持ちを知り合っている中であるので、あまりこういった事件はないなど感じておりますが、まずなるべく事件が起こらないように、お互いに教育現場で目を光らせながらやってもらえれば、有り難いこう思っております。よろしく願い致します。

それからもう一つですが、我が学校では不登校な生徒はおるものでしょうか。

教育長 江島廣 おります。中学生おります。

1 1 番 伊藤秋雄 何名ですか。

教育長 江島廣 お一人です。今二人です。

1 1 番 伊藤秋雄 こういう不登校な子ども達に、どういう指導してるものですか。

教育長 江島廣 内容にもよりますが、普通の普通ってば言葉悪いですけども、お家の方はずっと居てですね、夜と昼の逆転型でお家の方で過ごしてる場合には、教員は一週間に一回とかという風に家庭訪問なり宿題とか勉強持って行ったりしてますけど、不登校の場合はいろんな種類がありますので、家庭の方になかなか何と言いますか協力的でない、子どもさんについてはあまり手をかけていない、そういう風な場合には関係機関と連絡を取り合ってますね、いろいろソーシャルワーカーとかそういう方々、あるいは警察も含めてですね、限定しながら対応に努めております。

1 1 番 伊藤秋雄 いろいろ県の方でも、そういう不登校に対していろいろその子ども達を集めて相談

したり、同じ気持ちを持っている人を相談したり、お互いの気持ちを和気藹藹するようなスクールみたいなところがあるようですけども、本町からはそういうところには行っていませんか。

教育長 江島廣 潟上南秋地域では、さわやか教室など不登校の子どもさんが通えるところ、あるいは秋田のスペーススイオとかそういうところもありますけども、現在のところはそちらの方を活用している子どもさんはおられません。以前はこう何人かおりました。

1 1 番 伊藤秋雄 二人ということですので、なるべく早く学校の方に復帰できるように教育委員会の方からも努力してもらえれば、有り難いと思うっておりますので、我が町の子ども達は宝ですので、よろしくお願い致します。

次に、④に移ります。これもちょっとテレビの報道や魁新聞の記事で知りましたが、埼玉県で中学生が、学校に許せない生徒がいて殺すつもりであった、家族に迷惑がかかるので、家族を殺してからその生徒を殺そうと思った、と言う理由で高齢者の祖父を殺害し、祖母は重症と、このように大変悲劇な事件だと私は思っております。

子ども達が急にきれたり、親を殺したり、友達を傷つけたりしている記事を見るたびに悲しくなり残念に思います。

学校では児童、生徒に生きていく上で基本となる道徳教育を今迄以上に徹底して、指導すべきだと思っておりますが、本町の教育現場では道徳教育にどの位力を入れて指導しているのか、ご答弁をお願い致します。

教育長 江島廣 特別な教科道徳として、教科の中に組込まれることを見据えて、昨年度は本町小学校中学校とも「いのちの教育あったかエリア事業」という文科省と県からの指定を受け、小中で連携した道徳教育の推進に努めております。

特に昨年度は、小学校教諭1名を道徳教育の指導力向上のため、県教育センターで1年間の研修を積んでいただき、今年度は道徳主任として、各学年の年間指導計画の作成等にコーディネーターとしてかかわっております。

また中学校におきましても、検定用教科書に原稿執筆の依頼を受けるなど力を備えた教諭が在籍しており、道徳主任として先生方に指導助言をしております。

他に昨年から今年度にかけて、小中学校の道徳教育の実践発表を県教育センターなどで数回行っており、他地域の教員に範を示しております。

いじめ件数はゼロではありませんが、学校態勢として小・中学校とも週1時間、年間35時間は、各クラスとも確実に道徳授業を実践しておりますし、指導主事訪問の際には全クラスが道徳授業を提示して、指導を仰ぐなど、今年度も継続して心を耕す道徳教育の推進に努めているところです。

1 1 番 伊藤秋雄 今、道徳教育は小学校から中学校まで35時間ということでしたけども、これはすると毎日道徳教育を受けてきた教師が教えてるわけですか、それとも担任の先生が教えることもあるのですか。

教育長 江島廣 基本的に道徳の時間は、担任の先生が授業をなさいます。で道徳主任になっている方は、担任兼道徳主任なんですけれども、いろいろな計画それから内容等につきましてですね、指導助言を先生方にしながら進めていくということでもあります。

1 1 番 伊藤秋雄 今だいたい分かりました。なるべく道徳教育は、本当に子ども達が大きくなるまでずっと繋がっていきますので、これも徹底してやっぱり、こういうことはしてはためだよとか、あいさつはこうだよとか前から言われておりますが、一番大事な教科だと私は思っておりますので、今後もよろしくお願い致します。

それからもう一つ、総合的な学習の時間というのがあるようですが、これは自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断してより良く問題を解決、資質の能力を育てることをねらいとするということで、年間授業が70コマということですが、それはどういうことをしておるのですか。

教育長 江島廣 総合的な学習の時間の内容につきましては、学校によってまちまちなんですけども、国際理解とかキャリア教育とか、いろんな方面に時間を持って実施しておるようです。

ただし、小学校の今年の30年度につきましては、指導要領が変わりまして英語が入ってきております。移行措置期間ということで、15時間ほど、70時間のうち15時間ほどは英語の方に回されておる形になります。

ですので実質55時間をいろんな方面にこう分けてですね、総合的な学習を行うという形になっております。

1 1 番 伊藤秋雄 はい、そうすれば例えば私達の町はALTですか、英語を教えている方が15時間位教えているということになる訳ですか、それとも担任の先生が教える訳ですか。

教育長 江島廣 英語の時間につきましては、中学校のカール先生、ALTのカール先生が若干お手伝いに来ます。ただ中学校の方の授業時数も1クラス4時間ですので、クラス数によって相当な時間数が取られます。と言うことで30年度は5・6年生に1時間ずつ、1. 何時間ずつあるんですけど、1時間ずつカール先生に入っただいて、その他の英語の時は英語サポーター的にお二人、一人は元英語の先生ですけど、ともう一人は英語塾をやっている方二人やって三人入っております。プラス担任の先生が何て言いますか実際指導するのは担任の先生なんですけども、それにお手伝いする形になります。だから多い時で4人入ってる時もあります、教室の中に。学校の方の授業参観などに来て頂ければ、どのようにして英語活動、外国語活動ですね、あるいは教科の方をやって頂いているか分かるかと思いますが、最低でも二人です、教室に入ってるのは。

1 1 番 伊藤秋雄 今、教室に四人ないし二人が入ってるということは、外部から講師に呼んでいるのですか、それとも先生方で入るものですか。

教育長 江島廣 ちょっと話し方が悪かったかもしれないですけども、英語サポーターは先生方以外の方をお願いしてございます。そのうち一人は英語の先生です元、で今学校の方に努めていない方です。もう一人は塾をやっている方です。その方に3年生から6年生に入って頂いて指導して頂いております。

1 1 番 伊藤秋雄 大変こう教育長さんの話を聞いて安心したように感じます。と言うことは我が町の子ども達は、本当に素直な子ども達が多いなど、例えば卒業式とか入学式を見ると本当に良い子ども達だなと、他の町村に比べて大変そう自分なりに感じております。

これもやっぱり教育関係の先生方や、教育委員会の方々の努力があればこそ良い子ども達が出来ていくと思っておりますので、今後もまたよろしくお願い致します。

それでは二問目に移りたいと思います。表題は、馬場目川の浚渫について、6月の行政報告で、5月18日の大雨による被害状況と、その対応等について報告されております。五城目馬場目川久保観測所では、危険氾濫水位が3.4mを大きく超え、18時には最大水位が4.63mに達したようです。

町では13時30分に災害警戒対策室を設置しましたが、被害の拡大がみられたので16時20分に災害警戒対策部に切り替えています。

浸水による住居への被害は床上浸水が5区、29区で4棟、床下浸水が4区、5区、29区、34区にまたがり、全42棟と報告がありました。

その他26区の川崎前川原の3世帯で田んぼや畑が海のようになり、住居に水が迫ってきて床下浸水となりそうなので、怖くなり知人や親戚の家に避難したようです。

また7月上旬ころ、西日本を襲った平成最悪の記録的豪雨では読売新聞によると12府県で127人が死亡し、7府県で61人が行方不明とありましたが、いまだに行方不明者はおり、被害に遭われた方々には心からお見舞いを申し上げます。

1983年の島根県で起きた山陰豪雨災害で112人以来で、今回の豪雨を平成30年7月豪雨と命名されているようです。

そこで①として、ここ数年前から温暖化が進み、異常気象が起きております。去年は集中豪雨で7月と10月に二度も川が氾濫して本町もその都度被害を受けております。

今年は5月18日、満潮時刻も重なり馬場目川の水量が激増し、あと数センチで旧秋田～八郎瀧線の道路に達するところでした。あわてて避難した住民もいたようですが、集中豪雨、大雨、濁流に見舞われるたびに馬場目川も上流から流れてくる土砂で、川がだいぶ浅くなっており、川の水が少ない時は高速道路高架橋の下や左岸の石崎側に丘が出来ており、そこで私は早めに五城目町と本町両町で協議して、県河川課に対し、その都度、馬場目川の土砂の浚渫を強力にお願いしているものか、お伺い致します。

議長 村井 剛 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 伊藤議員のご質問にお答え致します。馬場目川の浚渫については、五城目町と協議して要望はしてはしておりますが、本町としてはこれまでも移動振興局会議の要望事項として、お願いをしております。

また、今年5月18日の大雨被害を受け、8月30日に開催した秋田地域振興局との防災対策会議でも要望はしてあり、土砂の堆積が馬場目川の水位を上げていることは、振興局でも認識しているものと思っております。

県では、昨年7月の県南の大雨被害の災害復旧などにより、予算の確保が毎年厳しい状況であり、緊急性や優先度を考慮して対応しているとのことですが、今後は更に対応箇所が少なくなることが予想されておりますが、今後も伐木も含めて継続して要望して参りたいと思います。

1 1 番 伊藤秋雄 今の町長の答弁では、今のところは五城目町と協議はしてないと、その都度話はして行くようですが、出来れば五城目の馬場目川は、本町と五城目と大瀧村が関わっている訳です。

2町1村でやっぱりこういう問題を速やかにやってもらわなければ、大変なことが起きるなと思うておりますので、よろしくお願ひします。

今回の最近の気象予報では、想定外とか今まで経験したことがないような極端な大雨とか、数十年に一度の、といった異常気象を知らせる言葉を耳にします。

6月28日以後の西日本の記録的な豪雨は72時間で、雨量は高知県馬路村で1,203.5ミリ、岐阜県群上市で868ミリ、愛媛県鬼北町で533.5ミリなど22都道府県で119地点で観測史上最大を更新しています。

仮に、本町でも例えば800~700ミリの雨が降った場合、馬場目川とそれから町全体がどのようになるのか、町自体で想定というか考えたことはあるでしょうか。その点をちょっと答弁をお願いします。

町長 畠山菊夫 最高位の水位については把握はしておりますけども、800とか700になると何時間でもということもありますけども、そういうことはちょっと把握出来ない訳ですけどもただ、今回の5月の大雨に関しては、浚渫だけではなくて八朗湖のやはり水の管理、水位の管理、これも最も大切な事業の一つだと思っております。

今、八朗湖では普段は海拔1mで水位をしておりますけども、今もう天気予報が正確でございますので、降雨量を観測した場合は50cmでも以上も下げて捕まえていくように、県にあるいは国にもお願ひはしております。

国の規定では10cmまで下げられないという規定があるそうですけども、そういうものも早く撤廃しながら、対応を急いで頂きたいと思っております。

1 1 番 伊藤秋雄 今、町長も言いましたが、やっぱり馬場目川の水位を下げるのは船越水門だと私も思います。やっぱり濁流がきたりいろいろするとやっぱり土砂は溜まっていきます。そういったことでまず考えてもらわなければ大変だなということで、実は私災害ハザードマップ見ております。

これ22年の3月に一回全戸に配布されております。この25年度にも新しく新災害ハザードマップを配布しております。この中身を全部見たら、22年と25年本当に変わらないです水位も、ただ変わっているところは日本海の連動についてのところの文字ここところが変わっております。

だからやっぱり本町も、水位に対してもう少し危機感を感じて行かなければ、だめではないかなと私はそう思います。以前の町長も、私達の町は災害の少ない町だと、こういうけれども、今異常気象とかいろいろそういう状態で、どうなるかわからない時代だと思いますので、そういう点はもう一度考える必要があるのではないかなとこう思います。その点に答えてもらえますか。

議長 村井 剛 一ノ関町民課長。

町民課長 一ノ関一人 ただ今、伊藤議員さんがお話しした通り、平成22年度から変わっておりませんが、この調査については県の方で実施した調査でそれを基にしてハザードマップの方に反映しております。

それで今回県の方から、ハザードマップの浸水想定区域これを県で、全国各地で集中豪雨等で被害を被っているということで、その被害状況を基にして県では最大規模の浸水想定区域を示したものが、31年度に調査する予定です。それを基にして32年度にハザードマップに反映していきたいなと思っております。以上でございます。

1 1 番 伊藤秋雄 今、町民課長からもお話がありましたが、31年度に調査したハザードマップを今度また新たにやると、本町自体では考えていないものでしょうか。

町民課長 一ノ関一人 馬場目川のデータ状況について、こちらの方でも詳細なものがないもので、それを基にしてハザードマップの浸水想定区域の区域を示すこととなりますので、その辺は県との関連もございまして、県の調査を待ちながらこちらの方で確認して、実際にずれがあるかないかちょっと確認した中で、その辺についても検討して行きたいなと思

ます。

1 1 番 伊藤秋雄 今、馬場目川にはデータがあまりないということで、答えがありました。以前の5月24日の全員協議会の時、五城目町の久保観測所で危険氾濫水位を計測してるところがあります。それでこの前協議会の中でも話しが出たと思いますが、出来れば馬場目川とそれから内川川、それから富津内川が合流している訳ですあの川は、その出てきたところの川崎あたりに、出来れば高速道路の高架橋のあたりでも水位を観測するようなものがあれば、もっと正確に出来るのではないかなと、そういうものをやる観測所というものを県の方に願うことは出来ないものか、そこら辺をお願いします。

議長 村井 剛 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 観測所をこの観測所をデータにして私方も持ってるんですけども、川崎に付けたとしてもこれ間に合いません。  
ただ県では、水位計は馬場目川にこれから二つ付けるという予定でございます。川崎に観測所というのは間に合わないの、それはご理解頂きたいと思っております。

1 1 番 伊藤秋雄 今2ヶ所位県では考えてるということですので、もっと例えば五城目町の馬場目川の先でもいいのですが、そういうところにも付けてもらえれば有り難いなと思っております。  
何故かと言うと、今の久保観測所はおそらく萩形ダムから放水するための時の観測所ではなかったのかなと、私なりにこう感じておりますが、やっぱり本来の馬場目川の水位を計るのが一番ベターではないかなと思っておりますので、そこら辺町当局も調べてやってもらえれば有り難いこう思っております。  
それでは②に移ります。馬場目川の堤防が右岸の下川崎手前、旧秋田・八郎潟線より100m位で切れています。以前にも質問しておりますが、再度質問します。下川崎の町道まで接続出来ないものか答弁をよろしくをお願いします。

議長 村井 剛 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 先ほどの答弁にもありましたけども、8月30日に開催した秋田地域振興局との、防災対策会議で、堤防形態のない右岸堤防の延伸や嵩上げなどの抜本的な改修を要望し、9月19日には現地視察をしております。  
護岸した堤防の築堤となれば大規模工事となり、事業実施はかなりハードルが高いとのことですが、例えば、洲ざらいした土砂を利用して、盛土した簡易的な堤防の整備などといった実現性の高い方法も提案しながら、県に要望して参りたいと思っております。

1 1 番 伊藤秋雄 大変こう前向きな対応の仕方になってくるのではないかなと思っております。あの通り右岸の方にカーブがあるために、そして左岸の方に土砂が溜まる訳です。あそここのところはやっぱり何とか改良してもらえれば有り難いなと、堤防やってもらえれば有り難いし、その下で切れてるところで農作物を作ってる人もおりますので、やっぱり早急に堤防を接続してもらえれば有り難いと思っております。  
そこでもう一つ、例えばさっき私も言いましたが、下川崎のところカーブになっております。その都度、濁流とか増水してくると、町道の近くまで上がってきます。  
そうするとやっぱりあそこはどういう土質なのかなと、私も考えておりますが、そういう時、崩落したり決壊する恐れもあるのではないかと私はそう感じております。  
そういうところをやっぱり県の方にお願ひして、あそこに民家も近くにありますのでそういったことを考えてもらいたいな、と言うのは私先回9月の委員会の時にもちょっと話しております。  
例としてそこのカーブの近くに水道のバルブがある訳です。バルブというか何かそういうものがあります。弁があります。それが決壊して、いくら削られて地面に出ております。そういったところもありますので、やっぱり早急にやってもらわなければ大変だと思っておりますので、建設課の方でもいろいろな面で、町当局もお願ひしてもらえれば有り難いなと思っておりますが、その点もう一度お願いします。

町長 畠山菊夫 今、樋門のことおっしゃってると思っておりますけども、それも含めながら県でも見ておりますので、早急に対応してくれるようにお話しておきます。

1 1 番 伊藤秋雄 今、馬場目川の浚渫についていろいろ質問しましたが、当局も前向きに物事をやってくれるようですので、まず馬場目川は私が毎日通ってる道路ですので、川を見てお

りますので、なるべく災害が少ないように町当局も頑張ってもらえれば有り難いと、こう思っておりますので、よろしく願います。本当に有り難うございました。

議長 村井 剛 これにて、11番 伊藤秋雄君の一般質問を終わります。  
次に、1番 小柳聡君の一般質問を行います。はい、1番 小柳議員。

1番 小柳 聡 1番の小柳です。今回の定例会で一回目の初出場の時から折り返し地点を定例会としては迎えることになりました。最初の時もラストバッター、今回もラストバッター、その他にもラストバッターは何回も経験しておりますが、今回もラストバッターの重圧を楽しみながら頑張りたいと思います。  
今回は大きく表題を三つに分けて、若者の定住移住、ふるさと納税のリニューアル後について、また町の水路対策の三つの話題に分けて一般質問に入らせて頂きます。  
まず表題の一つ目、若者の定住についてというタイトルでお話をさせていただきます。  
秋田県の人口が98万人を割り込んだと、11月23日付けの新聞で取り上げられておりました。今年の3月にも、99万人を割り込むという話題があったので、この一年で、いや一年を待たずに実に1万人以上の人口減があったということになります。  
人口減少について、私自身も当町の一般質問の場で取り上げさせていただいておりますが、根本的な解決策やそれを解消するようなグランドデザインは私も見えてこないのが現状です。人口減少問題は町だけの力でどうこう出来る問題でないことは重々承知しております。  
ただ町として出来ることをいろんな角度から掘り下げて、少しずつでも人口減少の抑制に務めていくことも、我々の責務であると考えます。  
今回は少子化の直接的な原因になっているであろう若者の定住について、お話をさせていただきたいと思っております。そもそも若者がいなければ、婚姻に繋がらないですし結婚する人間が増えなければ出生率も上がりません。  
まずは平成22年時の国勢調査の年齢5歳階級のデータを基に、平成30年10月31日時点の八郎潟町住基と比較してみました。  
20歳から39歳までの人口は1,156人から861人に減少しておりました。数字としては約25%の減少が読み取れます。  
次に、20代に絞って数字を出しますと、511人から328人に減少しております。この年代に絞ると36%にその差が広がりました。顕著なのは25歳から29歳までのところでして、減少率は実に47%に達しておりました。  
元々の少子化の影響もあるとは思いますが、この年代のUターン等が各年代に比べて少ないことは明白であると考えます。  
私自身、現状ではIターンよりも喫緊に考えるのであれば、Uターンを促していく方が現実的であると考えます。  
そこで今年度新設された、ふるさと回帰支援という助成金があるんですけども、これは説明しますと、45歳未満の転入者や新卒者において就職までの期間が1年未満の方で、町に定住する意志がある方を対象に、町から年3万円を最長3年間支援するというものがございます。そのふるさと回帰支援に対する今現在の実績というのは、どうなっているかお伺いしたいと思います。

議長 村井 剛 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 小柳議員のご質問にお答えいたします。  
ふるさと回帰支援交付金は平成28年度から予算計上しております。毎年広報でPRをしていますが、実績はありません。  
ただ転入された方からの自己申請ですので、実際にふるさと回帰され、本町にお住まいの方は数人おられるのではないかと考えております。

1番 小柳 聡 すいません。申請されたということは失礼いたしました。こういった給付型の助成金に対して、申し込みがないという事実を若干の焦りを覚えました。私の感覚としては少なからずおっしゃるように、ゼロではないだろうというところは今でも思っておりますし、これは情報が届いていないのではないかなというところを感じております。  
私も何回か広報でお知らせが入っていることは確認しておりますけども、若い世代に向けては、広報のみならずホームページやフェイスブックページ等の活用も積極的にお願いしたいと考えております。  
Uターンを考えると行きつく先は雇用の問題が一番になってくると考えます。雇用の受け皿が不足しているのが要因ならば、企業支援や就業支援の方にシフトするか、または結婚を視野にUターンするという世帯に対しては、空き家取得支援という形でも良い

のではないかなと個人的に考えております。

まずはこの助成金に対して、もう少しスポットを当ててみたいという意味で、今回この質問の中で取り上げてみましたが、ただ今後も活用されないということであれば先ほども述べましたが、支援の形というのはいろいろあると思いますので、是非、若者のニーズに添った支援を考えていただきたいと思いますけども、ここに対して当局としてご意見をいただきたいなと思います。

町長 畠山菊夫 一応考える時の条件としては、家族構成、年代別で多種多様でございますが、若い人達のニーズとなると、子どもの教育、医療、住環境、交通アクセス、議員言われるように雇用の場がなければ、定住は出来ません。

町ではこれまで、児童生徒と保護者経済的負担軽減や乳幼児、小・中学生、及び一人親家庭の児童、障害者の方々に所得要件を設けなくて特例で福祉医療費を支給し、子育て世代及び子どもたちが健康で生き生き暮らせる町、健康対策の充実強化に取り組んでおります。

子育て応援アプリ「はっちい」もその支援の一つでございます。また中嶋町営住宅も移住者の方々に新しく出来た中嶋住宅を、提供出来ればと思いますけども、空き家の提供も考えては参りますが、現在は移住支援交付金関係予算を来年度予算に計上する作業をしているところであります。

1番 小柳 聡 移住支援の対策を考えていただいているということは、確認出来ました。今町長がおっしゃったように、若い世代が移住・定住ということを考える際には、いろいろな要素をもちろん考えると思います。最低限のインフラはもちろん、小児科医療、教育環境等自分の譲れない部分はやっぱりそれぞれの視点であろうかと思えます。若い人はそれをやっぱりネットでおそらく調べると思えます。

そこで八郎潟町としても、駅や高速のアクセス環境も良いこと、さっきおっしゃったように子育て環境にとっては手厚い保障があること、いろんなことが検索に引っかかるように上手くPRしていただきたいと思えます。

そういった観点で話題を実家に入るという選択肢がある方以外にちょっと目を向けますと、やっぱり空き家を探す方が多いと思えます。家で選ぶ時代から町で選ぶ時代になってきたという言葉もあるくらい、多くの自治体が空き家情報をホームページ上から探せるようにしております。

お隣の五城目町などでも、リンクから写真付きで物件の写真を紹介をしておりますしお隣の三種町もバナーで住まい引っ越しのコーナーを設け、地区別に分かり易く載せております。周辺自治体は空き家バンクの情報を積極的に売り込んでおりますけども、八郎潟町として、空き家バンクの情報をどのように開示しているかお知らせいただきたいと思えます。

町長 畠山菊夫 PR不足という面では、町も反省しなければいけないと思っております。空き家情報については、まだ開示までには至っておりません。

しかし、今後空き家バンクの設置要綱などの関係要綱を整備し、来年の予算に計上しホームページに掲載していきたいと思っております。

1番 小柳 聡 今の発言で来年度開示出来るように頑張ってください、という認識でよろしいでしょうか。

町長 畠山菊夫 そのように努力して参ります。

1番 小柳 聡 これは是非ホームページに載せられるように、載せて欲しいと考えております。

参考までに八郎潟町を除く24市町村、これを調べてみましたけども、18市町村が空き家バンクの情報として、写真や間取りを載せておりました。参考までに11町村の中でも7町村が掲載をしておりました。これに追いついていただけるということで、若干の安心をしております。そこで今ご回答いただいたので、まとめとして八郎潟町に移り住んできた同世代のお子さんを持つ方々との会話からは、八郎潟町の子育て環境を含めた住みやすさというものに対しては、お褒めの言葉もたくさんいただくこともあります。

今以上に充実させて、これをもっと幅広く伝えていって欲しいと思えます、と言うまとめで次の話題に移りたいと思えます。

次の話題はですね、ふるさと納税のリニューアル後について、という表題でお話をさせていただきたいと思えますけども、実は今日の朝刊で紹介されておりました、ふるさと納税、10月以降急増というタイトルで大きく載せていただいております。

実は昨日の本会議でもある程度、数字をお聞きしたというところで、今回私の質問が若干意義が薄れるところになりかねないと思っていますんですけども、通告をしてる以上続けさせていただきたいと思います。

ふるさと納税に関しては、過去にも質問をしておりますが、この度も質問をさせていただきたいと思います。

制度として課題があり、何度かルール変更などがございました。全国的な盛り上がりがあることや、地域の特色を押し出せることから、このふるさと納税というのは目に見える地方創生の最たるものであると感じております。

当町でも10月よりふるさと納税に関して、ふるさとチョイスというふるさと納税で一番利用されているポータルサイトへリニューアルいたしましたし、今迄4種類しかなかった返礼品が28個まで選択肢が増えたということに関して、率直に評価をしたいと思います。昨年までふるさと納税額が全県でワースト2位だったことも受けてのテコ入れであったと感じております。

まずは10月からアイテム返礼品が増えて、サイトも新しくなってどのような変化があったのかということをお聞きしたいと思いますけども、昨年対比の10月から11月までの2ヶ月間の数字を教えてくださいたいと思います。

議長 村井 剛 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 30年度実績ですが、10月が申込み件数145件、寄付金額218万5千円であり11月は140件、238万円となっております。2ヶ月間では285件、456万5千円でした。

昨年同時期の2ヶ月間と比較すれば、件数で約1.3倍、金額で約1.0倍となっております。

返礼品としては、環境保全米が大人気で寄附の8～9割が環境保全米でございます。

それに次いで、マガモ肉やニャンパチグッズ、焼き肉プレート、あんごま餅やつくだ煮等が人気でございます。

ここまで大きく寄付件数が増加した要因としては、返礼品を28種類に増やしたことや、支払い方法を10種類に増やしたこと、また、ふるさとチョイスのマルチペイメントサービスに加入したことで、ふるさとチョイス以外のdocomoやauのふるさと納税特設サイトに返礼品を掲載できたことなどが挙げられます。

全国の寄付者からは応援メッセージが50件以上寄せられており、中には「ふるさと納税がきっかけで八郎潟町を知ることができた。良い町づくりを期待している」「八郎潟町にはがんばっていただきたい、応援している」「素敵な景観がいつまでも維持できるように応援しています」等の意見もあり、大変うれしい結果が出ております。

1番 小柳 聡 はい、そうですね、ふるさとチョイスの支払い方法というところも、やっぱりウエイトは要因になっているのであらうと思います。

こういったふるさと納税の返礼品の受注が増えるということは、農家にも事業所にも良い影響が出てくると思います。

そこです、良いことの中で私自身ちょっと少しだけ違和感を覚えたというのが、アイテム数が増えて、サイトが変更したこのタイミングで、この町から町の発信というのが町のホームページのお知らせをただけで、フェイスブックページ等でSNSというもので告知をしていないということでもあります。

私としては、このような話題こそホームページはもちろんのこと、町で持っている宣伝媒体を全て駆使して積極的に広めてほしいと考えております。

ホームページに行きつく人というのは、多くの方が応援している自治体や商品が決まっているという人が多いと思います。

フェイスブックページやツイッターといったSNSを使うことで、八郎潟町を応援してくれているユーザーにダイレクトに情報を届けることが出来ますし、ふるさと納税をどこにしようか迷っているユーザーに届く可能性があります。そういった方に届くと八郎潟町もこんな返礼品があるんですよ、といった新たな植え付けも出来ると思います。

そこから新たな可能性も広がってくると考えます。是非このタイミングでもいいのですぐにでもフェイスブックページ等で告知をしてほしいというお願いをしたいと思いません。

町長 畠山菊夫 議員指摘の通り、町フェイスブックでも周知・徹底を図って参りたいと思います。

1番 小柳 聡 これ実は今日お昼にフェイスブックを開いたら、今日その新聞のあるある様ですけども多数更新をさせていただいておりました。これは我々もいて緊張感を持って一緒にやっ

ていけたらなと思っております。

そこで私から一点ほど要望というか要望ですね、要望しておきたいと思います。今後アイテム数が増えたということはおそらく伸びの大きな要因になってるかと思います。

今後ですね、一気にアイテム数を増やして行くのではなく、私自身は段階的に増やして行ってほしいと考えております。

何故そういう風にいうかというのと、今回のタイミングでは大幅に返礼品が増えましたという意味の植え付けが出来たと思います。ただ、今後また大幅に増やすということは簡単でもなく、それなりの時間も必要であると考えます。

だからこそこういったフェイスブックページと特性を活かして、こんな返礼品が増えました、これを一回ごとに写真付きで掲載してふるさとチョイスのページに、その都度リンクを貼るなどして、リンクを貼るような工夫をして、そのページに誘導するようなきっかけ作りを増やしてほしいと思います。

そういった意味も含めまして、今後も返礼品を増やしていく考えはあるか、ということをお伺いしたいと思います。

町長 畠山菊夫 現段階では町側から数を増やすことは考えておりませんが、町民の皆様からご提案やご依頼があれば、前向きに考えていきたいと思っております。

1番 小柳 聡 これは是非、こういったやっぱり効果として表れることであると思っておりますので、是非積極的にアイテムを増やすことを考えていただきたいと思っております。

それですね、このふるさと納税の話題で、私は情報発信の回数を増やして、と言いましたけども、やっぱりこの町の話題やお知らせも積極的に発信してほしいと思っております。

八郎潟町にまずフェイスブックページ、ツイッターという二つのSNSを持っている自治体というのは、まず複数持っているというところは率直に評価したいですし、持っていない自治体もごさいます。

それでただ、やっぱりフェイスブックページやもツイッターというSNSもあるけれども、使わなければ宝の持ち腐れになると思います。1月から10月までの八郎潟町のフェイスブックの更新回数を調べてみました。1月から10月までというのは、20回これ、お隣の五城目町を例にとりますと、同じ期間で107回の更新がございました。

こういった私自身も個人的にやっている更新回数を申し上げますと77回、共同管理している任意団体が二つありまして、これを更新した回数が61回、130回ぐらい更新出来る、一人でも出来るというところでごさいます。

更新回数をなるべく増やしてほしいという、町の話題を盛り立てて更新回数を増やしてほしい、というお願いなんですけども当局からご意見等あれば。

議長 村井 剛 はい、小野総務課長。

総務課長 小野良幸 ただ今、フェイスブックですとか、ツイッターの更新回数の増についてのお願いがございました。町の中で更新をするために、職員一人一人が出来ることにはなっておりますが、完全に更新出来ない町のものでありますので、そういうのを管理の仕方を管理職がしっかり確認した上で、ということにしております。

ただ現状で一職員が、そこまでこれについて更新して行きたいといったものが、個人個人の職員は持っている職員もいらっしゃると思うんですけども、それを本当に更新して行ったらいいのか、といった職場としての考え方について、まだ迷う職員もいらっしゃるかなと思っております。

まあ更新の仕方については、いずれきちんとした更新の仕方のマニュアル、簡単なものは作ってございますけども、それには一人でやるのは大変ですので、各課で誰か担当者を決めてとか、いろんな方法はあると思っておりますけども、そこら辺を煮詰めた形で考えていきたいかなと思っております。

1番 小柳 聡 やっぱり管理職の確認が必要である、というところは理解出来ますし、やっぱり個人の裁量も任せられるところは任せて行くというのも、これは発信というスピーディさも大事でございますので、そこは是非前向きな検討をお願いしたいと思っております。

議長 村井 剛 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 ふるさと納税を通じて、全国に八郎潟町が周知されつつある現状を踏まえ、情報発信はとても重要だという認識でございます。

今、総務課長も言いましたけども、今後、情報発信に向けた職場体制の在り方や、情

報収集のためのアンテナの広げ方をいかに工夫するかなどの諸課題を整理した上で、積極的な情報発信ができるように、務めて参りたいと思います。

- 1 番 小柳 聡 はい、有り難うございました。まずは前に進めていただけたらと思います。  
これちょっと話題提起に出したのは、実はこれ7月の一夜市とか田んぼアートとか一日市盆踊りとか、そういうやっぱり町で集客を呼び込みたいようなところで、案内がなかったというところを、今回問題提起しようかなというところでもございました。  
出来ればですね、やっぱり大きなイベントに関して、イベントやお客さんを呼び込みたいというものに関しては、お知らせと報告、これが必要なと思いますので、是非そこも検討していただけたらと思います。  
そして今、話題を三つ目の水路対策の方に進めて行きたいと思います。  
昨今、頻発する豪雨や異常気象により改めて防災対策が見直されている時期であると感じております。  
最近では、消防車も火事の時より、水害対策の方が出勤回数として多いのでは、という声もよく耳にします。河川からの氾濫危険区域はもちろんのこと、大雨になるといつも冠水するという場所もしばしば見受けられます。  
今回スポットを当てて取り上げたいと思うのは、9区・10区に及ぶ県道付近の商店街の通りでございます。この区域は大雨が降った際に冠水するスピードも早くエリアも広範囲に広がり、同じ三倉鼻五城目線の中でも、この区域だけ突出しています。  
大雨が降って水かさが増してくると、不安で夜も寝られないという住民の声も聞こえてきます。  
ご存じのようにこの区間に関しては、駅前という立地でもあり、学校関係、役場も隣接していることや、周辺町村とのパイプともなることから、生活道路である以上に我が町で一番の主要道路と呼んでも過言ではないと思います。  
大雨が降る度に小水路を含め、畠栄さん付近の県道水路や周辺付近水路が氾濫して合流する寺沼水路も含め、排水処理能力がオーバーしていることが要因であろうと考えております。  
まずは、水路対策に基づいた優先順位というものは決定しているのか、教えていただきたいと思っております。

議長 村井 剛 はい、畠山町長。

- 町長 畠山菊夫 平成26年度に実施した一日市・中嶋地区の7水系の幹線排水路の調査結果については、以前にもご報告しているとおり、ほとんどの排水路において、水路勾配が少なく、水路断面が不足しているという結果でありました。  
調査結果に基づいた対策としては、勾配修正や水路断面の変更、調整池の整備、排水ポンプによる強制排水などが考えられますが、7水系の幹線水路は住宅が密集している箇所があることから、既設水路の改修は困難と思われまます。  
今後は調査結果を踏まえ、対応可能な箇所を見極めて計画することになりますが、来年度は、上昼根地区の冠水による減災対策として、排水ポンプの設置に向けて、河川管理者である秋田県と協議を進める予定としております。

- 1 番 小柳 聡 それが出来てまた大変変わってくる可能性も、もちろんございます。まずはですね、我々住民の生命財産を守ること、そして住民の不安を取り除いていくことが、町の仕事でもあり、我々の責任でもあると考えます。  
根本的な解決策というものが、まず今すぐというのは見い出せないと思いますけども早急に出来る限り、減災に近づけるような対策を考えていただきたいと思います。  
そこで今後、県や土地改良区とどのような協議や連携を進めていこうと考えているかお知らせ願います。

- 町長 畠山菊夫 浸水被害の対策については、馬場目川の河川管理者である秋田県とは、本町に8箇所ある排水樋管のうち動作に不具合のある3箇所の修繕及び川崎前川原地区の冠水被害への対応策として、堤防形態のない箇所の改修、また、馬場目川の浚渫及び流木の撤去等について、現地で立ち会いの上要望をいたしております。  
また、対応策の一つとして、側溝や集水桝にゲートを設置して分水させることも検討したい考えであります。  
ですが流末地域への冠水や流速が増すことによる一時的な農地への冠水も懸念されるため、八郎瀉土地改良区と協議を進めて参りたいと思っております。

- 1 番 小柳 聡 そうですね、まず県との兼ね合い、土地改良区との兼ね合い、農地との兼ね合い、い

ろいろ出てくると思いますけども、やっぱりそうですね、頻発する災害という、豪雨で水害というものが増してございます。災害対策に対する予算措置というものは、もちろん今後増やしていくことというのは、住民感情を考えたもある程度の理解は得られるのではないかと思いますので、今回お伝えした区間も含めてですね、水路対策を前に進めて行けたらなと思っております。

それですね、土地改良区と協議を進めるというのは、農地との兼ね合いもあると思うのですが、どのように協議を進めていくのか、もうちょっと詳しくお伝え願います。

議長 村井 剛 はい、建設課長。

建設水道課長 村井健一 ただ今のご質問についてでございますが、先ほどの答弁で町長が言ったとおり馬場目川に流れ込む排水とあるいは小水路、いわゆる土地改良区管理の排水路に流れる二通りがございます。先ほど言いましたように、例えば馬場目川に流れているものを西側に流すというようなゲートを作った分水を考えた場合、先ほどいったように流量が増すとといったことが考えられます。

そういった場合には、一時的にゲリラ的な豪雨が降った場合にですね、農地へ水が上がると、いままでないところに水が上がると、そういうことも課題として考えられます

そういったことで、管轄の八郎潟土地改良区と見極めた協議をこの後進めていきたいということでございます。

1 番 小柳 聡 私の迫々しい質問に、丁寧なご説明有り難うございました。まずはしっかりと町が中心となって、県とそして土地改良区と協議を進めていただき、前進させていただきたいと思っております。これで私の一般質問を終えたいと思っております。有り難うございました。

議長 村井 剛 これにて、1 番 小柳聡君の一般質問を終わります。  
以上で一般質問を終わります。これより、各常任委員会を開いていただきます。  
なお、最終日14日は午後3時から本会議を開きます。  
本日の会議は、これをもって散会いたします。どうもご苦勞様でした。

( 午後3時22分 )

# 平成30年八郎潟町議会12月定例会 会議録

第4日目 平成30年12月14日（金）

議長 村井 剛 ただいまの出席議員は12名であります。  
定足数に達しておりますので、八郎潟町議会12月定例会は成立いたしました。  
これより、本日の会議を開会いたします。答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、  
教育長、各課課長、会計管理者であります。  
日程第1、本会議で各常任委員会に付託された議案及び請願・陳情について、各常任委  
員長の報告を求めます。  
始めに、総務産業常任委員長 伊藤敦朗君の報告を求めます。

総務産業常任委員長 伊藤敦朗 （総務産業常任委員長報告 別紙報告書のとおり）

議長 村井 剛 次に、教育民生常任委員長 加藤千代美君の報告を求めます。

教育民生常任委員長 加藤千代美 （教育民生常任委員長報告 別紙報告書のとおり）

議長 村井 剛 これより各常任委員長の報告に対する質疑を行います。  
まず始めに、総務産業常任委員長 伊藤敦朗君に対する質疑を行います。  
質疑ございませんか。  
（質疑なしの声あり）

議長 村井 剛 質疑がないようですので、総務産業常任委員長 伊藤敦朗君に対する質疑を終わります。  
次に、教育民生常任委員長 加藤千代美君に対する質疑を行います。  
質疑ございませんか。  
（質疑なしの声あり）

議長 村井 剛 質疑がないようですので、教育民生常任委員長 加藤千代美君に対する質疑を終わります。  
これにて各常任委員長に対する質疑を終わります。  
次に、各議案に対する討論並びに採決を行います。  
なお、討論は反対討論からとなりますので、討論がある場合は挙手のうえ、反対・賛成  
を述べたうえで、議長の許可を得てからお願いします。  
日程第2、議案第50号 八郎潟町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正す  
る条例について、討論を行います。討論ありませんか。  
（討論なしの声あり）

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決します。議案第50号について、委員長の報告は可決であり  
ます。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
（全員起立）

議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第50号は、委員長報告のとおり可決されました。  
次に、日程第3、議案第51号 八郎潟町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関  
する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論ありませんか。  
（討論なしの声あり）

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決します。議案第51号について、委員長の報告は可決であり  
ます。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
（全員起立）

議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第51号は、委員長報告のとおり可決されました。  
次に、日程第4、議案第52号 八郎潟町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費  
に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論ありませんか。  
（討論なしの声あり）

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決します。議案第52号について、委員長の報告は可決であり  
ます。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第52号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第5、議案第53号 平成30年度八郎潟町一般会計補正予算(第5号)について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決します。議案第53号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)
- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第53号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第6、議案第54号 平成30年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決します。議案第54号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)
- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第54号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第7、議案第55号 平成30年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決します。議案第55号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)
- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第55号は委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第8、議案第56号 平成30年度八郎潟町公共下水道特別会計への繰り入れについて、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決します。議案第56号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)
- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第56号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第9、議案第57号 平成30年度八郎潟町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決します。議案第57号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)
- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第57号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第10、議案第58号 平成30年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算(第3号)について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決します。議案第58号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)
- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第58号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第11、議案第59号 平成30年度八郎潟町上水道特別会計補正予算(第3号)について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決します。議案第59号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)
- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第59号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第12、議案第60号 秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決します。議案第60号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)
- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第60号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第13、請願・陳情について、討論・採決を行います。受理番号第10号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善と大幅増員のため国に対し意見書の提出を求める陳情について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決します。受理番号第10号について、委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)
- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって受理番号第10号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。次に、受理番号第11号 介護労働者の労働環境及び処遇の改善のため国に対し意見書の提出を求める陳情について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決します。受理番号第11号について、委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)
- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって受理番号第11号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。次に、受理番号第12号 看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設のため国に対し意見書の提出を求める陳情書について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決します。受理番号第12号について、委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)
- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって受理番号第12号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。次に、受理番号第13号 75歳以上の後期高齢者医療自己負担を2割にしないことを国に求める陳情書について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決します。受理番号第13号について、委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)
- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって受理番号第13号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。次に、受理番号第14号 介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善等を国に求める陳情書について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決します。受理番号第14号について、委員長の報告は採択

であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 村井 剛 起立全員であります。よって受理番号第14号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。  
次に、受理番号第15号 パーキンソン病(難病)対策の充実を求める陳情書について討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決します。受理番号第15号について、委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 村井 剛 起立全員であります。よって受理番号第15号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。  
次に、受理番号第16号 国に対し消費税増税中止を求める意見書の提出を求める請願書について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決します。受理番号第16号について、委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(起立多数)

議長 村井 剛 起立多数であります。よって受理番号第16号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。  
ここで暫時休憩いたします。  
(休憩)  
(再開)

議長 村井 剛 再開いたします。  
次に、委員会提出議案第8号から14号を日程に追加し、日程の順序を変更し直ちに議題とするに、ご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 村井 剛 異議ないものと認めます。  
始めに、委員会提出議案第8号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善と大幅増員を求める意見書について、を議題といたします。  
本案について提案理由の説明を求めます。7番 加藤千代美君。

7番 加藤千代美 委員会提出議案第8号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善と大幅増員を求める意見書  
上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。  
平成30年12月14日提出  
八郎潟町議会議長 村井剛殿 提出者 教育民生常任委員長 加藤千代美  
提案理由 医療や介護現場での人手不足により、長時間夜勤の割合はさらに高く、小規模施設では1人体制の夜勤が恒常的に行われております。  
安全・安心の医療・介護を実現するためにも、医師・看護師・介護職員の大幅増員・夜勤改善を図る対策を講じられるよう、医師・看護師・医療技術職・介護職などの夜勤交替制労働における労働環境を改善すること。安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・医療技術職・介護職を増員すること。患者・利用者の負担軽減をはかることを求めることから、意見書を提出するものです。  
安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善と大幅増員を求める意見書(案)  
地方自治法第99条の規定による別紙意見書(案)を会議規則第14条第2項の規定により提出します。  
平成30年12月14日 提出者 加藤千代美、賛成者 石井清人、柳田裕平、北嶋賢子、近藤美喜雄、村井剛  
この意見書の提出先は、内閣総理大臣 安倍晋三殿、厚生労働大臣 根本匠殿、財務大臣 麻生太郎殿、文部科学大臣 柴山昌彦殿、総務大臣 石田真敏殿、秋田県知事 佐竹敬久殿です。

- 議長 村井 剛 本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。  
(質疑なしの声あり)
- 議長 村井 剛 質疑なしと認めます。お諮りいたします。本案のこれが審査については、委員会付託を省略し、この際、討論省略のうえ、可決することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議長 村井 剛 ご異議ないものと認めます。よって委員会提出議案第8号は可決と決定しました。次に、委員会提出議案第9号 介護労働者の労働環境及び処遇の改善を求める意見書について、を議題といたします。本案について、7番 加藤千代美君の提案理由の説明を求めます。
- 7番 加藤千代美 委員会提出議案第9号 介護労働者の労働環境及び処遇の改善を求める意見書  
上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。  
平成30年12月14日提出  
八郎潟町議会議長 村井剛殿 提出者 教育民生常任委員長 加藤千代美  
提案理由 超高齢化を迎える中で、介護の人材確保・離職防止対策は喫緊の課題となっています。  
介護労働者の勤務環境及び処遇の改善を図り、介護制度の真の持続性を確保するために、介護現場で働くすべての労働者の処遇改善策を講じること。その際賃金水準引き上げの実効性を確保するために「ベースアップ」を要件とすること。処遇改善の費用は国費で賄うこと。夜間の人員配置要件を改善し、一人夜勤は解消すること。上記の項目の保障するため、介護報酬の引き上げを行うこと。等を求めることから、意見書を提出するものです。  
介護労働者の労働環境及び処遇の改善を求める意見書(案)  
地方自治法第99条の規定による別紙意見書(案)を会議規則第14条第2項の規定により提出します。  
平成30年12月14日 提出者 加藤千代美、賛成者 石井清人、柳田裕平、北嶋賢子、近藤美喜雄、村井剛  
この意見書の提出先は、内閣総理大臣 安倍晋三殿、厚生労働大臣 根本匠殿、財務大臣 麻生太郎殿です。
- 議長 村井 剛 本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。  
(質疑なしの声あり)
- 議長 村井 剛 質疑なしと認めます。お諮りいたします。本案の審査については、委員会付託を省略し、この際、討論省略のうえ、可決することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議長 村井 剛 ご異議ないものと認めます。よって委員会提出議案第9号は、可決と決定しました。次に、委員会提出議案第10号 看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書について、を議題といたします。本案について、7番 加藤千代美君の提案理由の説明を求めます。
- 7番 加藤千代美 委員会提出議案第10号 看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書  
上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。  
平成30年12月14日提出  
八郎潟町議会議長 村井剛殿 提出者 教育民生常任委員長 加藤千代美  
提案理由 厚生労働省は、2025年に向けた看護職員の推計と確保策の中で、看護職員の必要数は200万人と試算しました。しかし現場では、看護師の慢性的な人員不足が続いています。  
このような観点から、看護師の賃金底上げなど処遇の改善、人材確保と体制強化を実現するため、看護師の賃金の底上げをはかり、安全・安心の医療・看護体制を確保するために、全国を適用対象とした看護師の最低賃金(特定最低賃金)を新設すること。を求めることから、意見書を提出するものです。  
看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書(案)  
地方自治法第99条の規定による別紙意見書(案)を会議規則第14条第2項の規定により提出します。  
平成30年12月14日 提出者 加藤千代美、賛成者 石井清人、柳田裕平、北嶋

賢子、近藤美喜雄、村井剛

この意見書の提出先は、内閣総理大臣 安倍晋三殿、厚生労働大臣 根本匠殿、財務大臣 麻生太郎殿です。

議長 村井 剛 質疑を行いますけれども、静粛にお願いしたいという風に思います。忠告をしておきます。本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。お諮りいたします。本案の審査については、委員会付託を省略しこの際、討論省略のうえ、可決することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 村井 剛 ご異議ないものと認めます。よって委員会提出議案第10号は、可決と決定いたしました。  
次に、委員会提出議案第11号 75歳以上の後期高齢者医療自己負担を2割にしないことを求める意見書について、を議題といたします。  
本案について、7番 加藤千代美君の提案理由の説明を求めます。

7番 加藤千代美 委員会提出議案第11号 75歳以上の後期高齢者医療自己負担を2割にしないことを求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成30年12月14日提出

八郎潟町議会議長 村井剛殿 提出者 教育民生常任委員長 加藤千代美

提案理由 高齢者の7割が所得100万(年金収入220万円)未満であり、厳しい生活を強いられています。生活を支える雄一の公的年金は減らされ続け、年金収入が生活保護基準を下回る世帯が3割に迫っています。

医療費自己負担の2割化は医療機関の利用を大きく阻害し、高齢者のいのちを縮めるものです。

このようなことから、国においては、75歳以上の後期高齢者医療自己負担を2割にしないことを求めることから、意見書を提出するものです。

75歳以上の後期高齢者医療自己負担を2割にしないことを求める意見書(案)

地方自治法第99条の規定による別紙意見書(案)を会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成30年12月14日 提出者 加藤千代美、賛成者 石井清人、柳田裕平、北嶋賢子、近藤美喜雄、村井剛

この意見書の提出先は衆議院議長 大島理森殿、参議院議長 伊達忠一殿、内閣総理大臣 安倍晋三殿、財務大臣 麻生太郎殿、厚生労働大臣 根本匠殿です。

議長 村井 剛 本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。お諮りいたします。本案の審査については、委員会付託を省略しこの際、討論省略のうえ、可決することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 村井 剛 ご異議ないものと認めます。よって委員会提出議案第11号は、可決と決定いたしました。  
次に、委員会提出議案第12号 介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善等を求める意見書について、を議題といたします。  
本案について、7番 加藤千代美君の提案理由の説明を求めます。

7番 加藤千代美 委員会提出議案第12号 介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善等を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成30年12月14日提出

八郎潟町議会議長 村井剛殿 提出者 教育民生常任委員長 加藤千代美

提案理由 高齢化がいつそう進展していく中で、介護従事者が自らの専門性を発揮し誇りを持って働き続けられる条件整備を一刻も早く実現させなければなりません。

このようなことから、生活援助や総合事業など、必要なときに必要なサービスを受けられるよう制度の抜本的な見直しを行うこと。介護保険料、利用料や施設入所費など負

担の軽減を図ること。介護従事者の賃金、労働条件を大幅に改善するとともに、実効性のある確保対策を講じること。消費税によらない財源を国の責任で確保すること。等を求めることから、意見書を提出するものです。

介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善等を求める意見書（案）

地方自治法第99条の規定による別紙意見書（案）を会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成30年12月14日 提出者 加藤千代美 賛成者 石井清人、柳田裕平、北嶋賢子、近藤美喜雄、村井剛

この意見書の提出先は、衆議院議長 大島理森殿、参議院議長 伊達忠一殿、内閣総理大臣 安倍晋三殿、財務大臣 麻生太郎殿、厚生労働大臣 根本匠殿です。

議長 村井 剛 本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。お諮りいたします。本案の審査については、委員会付託を省略し討論省略のうえ、可決することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 村井 剛 ご異議ないものと認めます。よって委員会提出議案第12号は、可決と決定いたしました。  
次に、委員会提出議案第13号 パーキンソン病（難病）対策の充実を求める意見書について、を議題といたします。  
本案について、7番 加藤千代美君の提案理由の説明を求めます。

7番 加藤千代美 委員会提出議案第13号 パーキンソン病（難病）対策の充実を求める意見書  
上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成30年12月14日提出

八郎潟町議会議長 村井剛殿 提出者 教育民生常任委員長 加藤千代美

提案理由 パーキンソン病の患者が、安心して治療が受けられるよう、また、その負担を軽減するため、患者が安心して効果的な治療を受けられるよう、常駐する神経内科医師を県内にバランス良く配置する。服薬治療だけではなく、DBS手術（脳深部刺激法）や手術後のメンテナンスができる設備を早急に整備し、患者が安心して治療、生活ができるようにする。パーキンソン病が医療費醸成対象の指定難病から外されることなく、継続して助成が受けられること。根治療法の確立と財政的支援の充実を求めることから意見書を提出するものです。

パーキンソン病（難病）対策の充実を求める意見書（案）

地方自治法第99条の規定による別紙意見書（案）を会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成30年12月14日 提出者 加藤千代美、賛成者 石井清人、柳田裕平、北嶋賢子、近藤美喜雄、村井剛

この意見書の提出先は、秋田県知事 佐竹敬久殿です。

議長 村井 剛 本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。お諮りいたします。本案の審査については、委員会付託を省略し討論省略のうえ、可決することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 村井 剛 ご異議ないものと認めます。よって委員会提出議案第13号は、可決と決定いたしました。  
次に、委員会提出議案第14号 2019年10月の消費税増税中止を求める意見書について、を議題といたします。  
本案について、3番 伊藤敦朗君の提案理由の説明を求めます。

3番 伊藤敦朗 委員会提出議案第14号 2019年10月の消費税増税中止を求める意見書  
上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成30年12月14日提出

八郎潟町議会議長 村井剛殿 提出者 総務産業常任委員長 伊藤敦朗

提案理由 私たちの暮らしや地域経済はいま、大変深刻な状況であり、増税と、年金力

ット・医療・介護など社会保障費負担増、そして賃金低下、物価上昇の三重苦のもとで、これ以上節約するところがない、と悲鳴が上がっています。

消費税増税ではなく、税金の集め方、使い方を見直し、大企業や富裕層を優遇する不公平税制をただすべきです。

住民の暮らし、地域経済、地方自治体に深刻な打撃を与える2019年10月の消費税10%への引き上げは中止することを強く求めることから、意見書を提出するものです。

2019年10月の消費税増税中止を求める意見書(案)

地方自治法第99条の規定による別紙意見書(案)を会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成30年12月14日 提出者 伊藤敦朗、賛成者 金一義、小柳聡、三戸留吉、村井昇、伊藤秋雄

この意見書の提出先は、内閣総理大臣 安倍晋三殿です。

議長 村井 剛 本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。お諮りいたします。本案の審査については、委員会付託を省略し討論省略のうえ、可決することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 村井 剛 ご異議ないものと認めます。よって委員会提出議案第14号は、可決と決定いたします。  
次に、日程第14、議案第61号 八郎潟町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、を上程いたします。  
提案理由の説明を求めます。

町長 畠山菊夫 本日提出いたします議案等の概要について、ご説明申し上げます。  
議案第61号 八郎潟町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて  
固定資産評価審査委員会委員の武田秀秋氏は、平成30年12月25日をもって任期満了になりますので、引き続き同委員としてお願いいたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。  
なお、任期につきましては、平成30年12月26日から3年間でございます。  
武田氏は、人格も高潔で、固定資産の評価に関し、豊富な識見を有する者として提案するものでございます。  
よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長 村井 剛 これより議案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑ないものと認めます。討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。  
日程第14、議案第61号 八郎潟町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第61号については、同意することに決定いたしました。  
次に日程第15、議会広報編集委員会委員(後期)の選任について、を上程いたします  
議会広報編集委員は、八郎潟議会広報発行に関する条例第3条第3項の規定により、前期2年、後期2年とし、前期に議長、後期に副議長とすることとしております。  
前期の委員の選任につきましては、平成29年2月23日に招集の第1回臨時議会において、お手元に配りました名簿のとおり選任されておりますので、名簿のとおり指名いたしたいと思っております。  
ご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 村井 剛 ご異議なしと認めます。よって後期の議会広報編集委員会委員は、お手元に配りました名簿のとおり、総務産業常任委員会からは、三戸留吉君、金一義君、伊藤秋雄君、教育民生常任委員会からは、柳田裕平君、石井清人君、北嶋賢子君以上の6名を選任することに決定いたします。

次に、日程第16、議会広報編集委員長・副委員長（後期）の互選について、を上程いたします。

これより後期の議会広報編集委員会を、第一委員会室で開いていただきたいと思います。

暫時休憩します。

（休 憩）  
（再 開）

議長 村井 剛 会議を再開いたします。

なお、議事録の関係がありまして、委員会の提出議案第10号について、提案理由の説明の段階で、読み間違いがありましたので報告しておきます。

第10号、看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書について、看護師を介護士と発言しておりましたので、その件につき看護師という風なことに訂正をしておきたいという風に思います。

それでは進めて参ります。

八郎潟町議会広報発行に関する条例第4条第2項の規定により、後期の正・副委員長が互選されましたので、ご報告申し上げます。

議会広報編集委員長には、石井清人君、議会広報編集副委員長に、柳田裕平君、以上のように後期の議会広報編集委員会において互選されましたので、皆さんにお諮りいたします。ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長 村井 剛 異議ないようでありますので、よって後期の議会広報編集委員長並びに副委員長は、先ほどの報告のとおり決定いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

（休 憩）  
（再 開）

議長 村井 剛 再開します。

お諮りします。

ただ今、お配りいたしました、陳情の継続審査について、を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長 村井 剛 異議ないものと認めます。

追加日程第8、陳情の継続審査について、を議題といたします。

今定例会において、教育民生常任委員会に付託いたしました、受理番号9、陳情 主要地方道 秋田八郎潟線矢場崎十字路の安全対策については、委員長から会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。本件は、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにいたしましたと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長 村井 剛 ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することと決定いたします。

以上、今定例会に付議されました案件は、全て終了いたしました。

これをもちまして、八郎潟町議会12月定例会を閉会いたします。

大変ご苦労様でした。

（ 午後4時7分 ）

会議の経過を記録し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

議会議員

議会議員